

総合防災計画

(危機管理マニュアル)

[BCP]

(事業所名)

— 2023年9月1日 改訂版 —

(新型コロナウイルス感染症・5類移行対応)

ながおか医療生活協同組合

〒940-0042 長岡市前田1丁目6番7号 TEL:0258-38-0813
FAX:0258-30-1160 HP: <http://www.nagaoka-iryuu-seikyou.jp/>

社会福祉法人 虹のまち福祉会

〒940-0841 長岡市花園南2丁目337番地 TEL:0258-38-0850
FAX:0258-32-2008 HP: <http://www.nijinomachi.jp/>

＜総合防災計画（危機管理マニュアル）・BCPの補強資料＞

- イ. **◆別冊◆** 重大な災害時における全国支援のあり方：日本医療福祉生活協同組合連合会
／2021年4月1日収載
- ロ. **【BCP補助資料】** 自然災害発生時における経過時間別行動計画（分冊）
／2022年4月1日収載
- ハ. **【通知】** 防災訓練等の実施要領ガイドライン（分冊）
／2022年11月1日収載

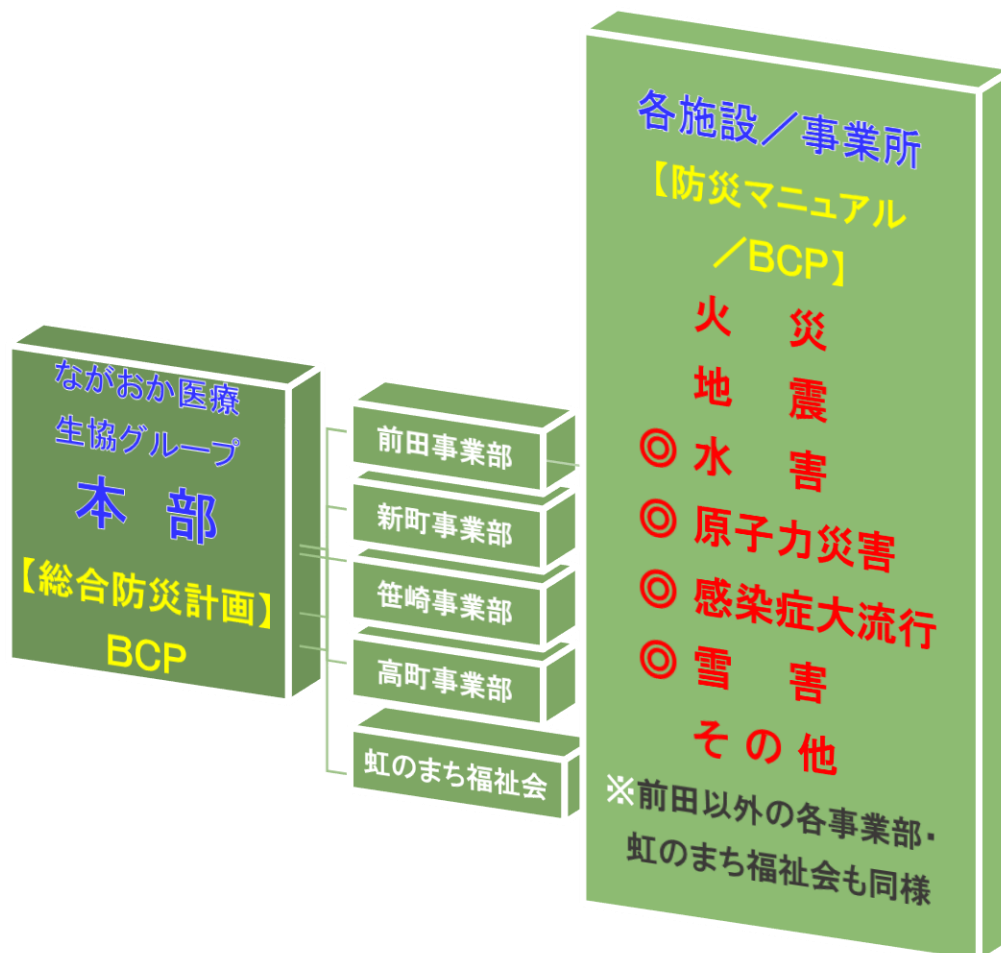
【改訂履歴】

- 2020年4月1日 策定（全面改訂）
- 2020年6月1日：長岡市洪水ハザードマップ改定に伴い改訂
- 2020年6月1日：原子力災害発生時の対策／BCPを追加
- 2020年8月1日：新型インフルエンザ等感染症発生時の対策／BCPを追加
- 2020年9月1日：対象施設の立地条件／防火区域／法定構造／最大浸水深等を収載、施設別保有車両状況を収載
- 2020年10月1日：新潟県指定（一般）災害拠点病院／新潟県登録・原子力災害医療協力機関を収載
- 2020年11月1日：「地域と連携した災害への対応」を追記
- 2021年1月1日：「大雨・洪水警戒レベル³⁴⁵」の状況・避難情報等の見直し及び施設・事業所間連携の推進について追記に伴い改訂
- 2021年4月1日：日本医福連「重大な災害時における全国支援のあり方」収載／長岡市：浸水想定区域内に位置する「要配慮者利用施設」の改定(4～5ページ)
- 2022年4月1日：「自然災害発生時における経過時間別行動計画」を収載
- 2022年11月1日：「防災訓練等の実施要領ガイドライン」を収載
／【対象施設／事業所 一覧】および3章「感染症発生時・まん延時の報告及び対応マニュアル」更新
- 2023年4月1日：「事業所別 非常用自家発電設備 一覧表」を収載
- 2023年9月1日：新型コロナウイルス感染症5類移行に対応し見直し、保有車両更新

< ミニ知識 >

◆◆ 日頃の備え：地域と連携した災害への対応 ◆◆
避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める事が重要である。
さらに、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする事。

危機管理マニュアル体制図



- 対象施設／事業所は次ページ参照
- 本編 A : 【総合防災計画BCP (事業継続計画)】及び B : 【防災マニュアル・避難確保計画／BCP】を各事業所に備え付ける。
- A は、被災時の事業継続・早期復興を目的とし、平常時に行うべき行動や緊急時対応を取り決めた。B は、水害・原子力災害時の避難確保計画や感染症大流行・雪害時の対応を個別・詳細に策定した。
- 本部は、これらと“初動対策中心に策定した消防計画”などを防災体制の両輪と位置づけ、各施設・事業所管理者と共有する。

【 対象施設／事業所 一覧 】

群	施設の立地条件／地震・火災・洪水関係	住所	施設名	TEL	FAX	
	■防火区域指定／建物構造・規模 ○法定構造／最大浸水深等	[長岡市]				
前田	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝7. 57m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0042 前田 1-6-7	前田事務局(本部)	38-0813	30-1160	
			生協診療所	39-7001	30-1172	
			通所リハビリ生協診	38-2011	38-0822	
			訪看すまいる	39-7019	30-1172	
	■指定なし／木造 2階建／EVあり ○法定構造：その他 軒高＝6. 95m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0043 土合 4-1-14	くらしいきいき支援室	30-1161	30-1175	
			第2リハビリ	39-2882	30-1175	
フィットネスレインボー						
■法第22条指定地域／鉄骨造 3階建／EVあり ○法定構造：耐火建築物 軒高＝11. 07m 最大浸水深＝3m未満：信濃川	940-0841 花園南 2-337	特養ホームはるか	38-0850	32-2008	A)	
■指定なし／木造 平屋建／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝3. 18m 最大浸水深＝3m未満：栖吉川	940-0042 前田 1-10-3	グループホームにこにこ	30-1131	30-1176		
新町	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVなし ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7. 82m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0024 西新町 2-3-22	かんだ事務局	31-5211	34-4368	
			かんだ診療所	32-2887	39-9403	
			通りハ キャンパス	39-9406	32-3015	
			新町わいわい倶楽部	—	—	
			ほっとあらまち	31-5212	39-1075	
	■法第22条指定地域／鉄骨造 2階建／EVあり ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7. 51m 最大浸水深＝5m未満＋氾濫流：信濃川	940-0028 蔵王 1-1-45	グループホームざおう	38-6760	39-2575	
			通りハ パレット	32-3888	38-6750	
	■指定なし／木造 平屋／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝3. 08m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0025 泉 1-7-20	小多機プラット新町	38-8877	31-5234	
			かんだ組織事務局	31-5233	31-5234	
	■指定なし／木造 2階建／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝7. 83m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0025 泉 1-7-22	訪問介護ステーション おひさま	38-6326	38-1122	
多機能 就労支援センター 大きなかぶ			36-9763	36-9763		
■指定なし／その他(薄板軽量鋼造) 平屋 ○法定構造：耐火建築物 軒高＝5. 500m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0025 泉 1-7-24	老健あらまち	30-0388	34-1822		
		■指定なし／木造 平屋 ○法定構造：その他 軒高：3. 33m／EVなし 最大浸水深＝5m未満：信濃・太田・栖吉川	940-0038 琴平 1-2-1	あたご こどもクリニック	36-5810	36-5833

笹崎	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVあり ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝8.575m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0833 笹崎 2-2-11	有料老人ホーム アシスト笹崎	37-0286	37-0650	
	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVあり ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7.688m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0833 笹崎 2-1-20	グループホームささざき 小多機プラット笹崎	30-1112 37-0706	37-0688 37-0688	
	■指定なし／木造 平屋／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝3.50m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-0833 笹崎 2-1-15	ほっとながおか 介護予防センター 生協ささざき	39-7033 33-8111	38-6330 33-8199	
	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVなし ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7.15m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-1101 沢田 1-1-20	生協子どもクリニック 病児保育すこやか	33-7131 33-7090	33-7137 33-7137	
	■指定なし／木造 平屋／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝3.45m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-1154 宮栄 3-17-15	多機能子どもセンター 銀河	31-6555	31-6556	
	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVなし ○法定構造：その他 軒高＝7.17m 最大浸水深＝5m未満：信濃川	940-1101 沢田 1-2-1	生協ながおか デンタルクリニック	37-8810	37-8812	
高町	■指定なし／鉄骨造 平屋／EVなし ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7.78m＞最大浸水深＝0m 多雪地区 ※2階：公民館	940-0824 高町 2-59-294	小多機プラット高町	39-3019	39-3039	B)
	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVあり ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7.61m＞最大浸水深＝0m 多雪地区	940-0824 高町 2-59-363	特養ホーム はるか高町	38-7151	39-6620	C)
	■指定なし／鉄骨造 2階建／EVあり ○法定構造：準耐火建築物 軒高＝7.61m＞最大浸水深＝0m 多雪地区	940-0824 高町 2-59-363	有料老人ホーム アシスト高町	39-6611	39-6620	D)
※水防法により長岡市危機管理防災本部に届出が必要な「要配慮者利用施設」を示す。						

- ◆ グループホームささざき・通所リハビリ パレットで想定される「氾濫流」は、洪水時に「はげしい流れ」をともなう危険性があることを示す。
- ◆ 法定構造：**耐火建築物**＝通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊・延焼を防止するために必要な構造・・・壁・屋根等の主要構造部に1～3時間の耐火性能がある。
- ◆ 法定構造：**準耐火建築物**＝通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造・・・壁・屋根等の主要構造部に45～60分間の準耐火性能がある。

→ 次ページへ続く

【一覧表の解説】

- 「**■防火区域指定**」は、市街地における建築物相互の延焼を防止し、火災の危険性を抑制するために設けられている。「**■指定なし**」は建築物に特定の性能を要求するものではありませんが、「**■法第 22 条指定地域**」は、**建築基準法**により、建築物の屋根を不燃材等で葺く必要があることを示している。
- 「**○法定構造**」は、前ページに示すとおり「耐火建築物」や「準耐火建築物」等の規制がある。
- 「建物構造」「地上階数」「軒高」「EV 有無」等のデータは、火災以外に地震・洪水等の非常災害対策計画の作成に活用するものとする。
- 「**最大浸水深**」は、複数の河川による洪水のうち、最大の洪水を想定したものである。
「平屋建て」は**B)**以外のすべての建物・施設で床上浸水の危険性が高い。
また、「2階建て」であっても浸水5mは2階が床上浸水する深さなので、**A) C) D)**以外の施設管理者は、屋内での「垂直避難（屋内安全確保）」では危険と判断したら、早めの「水平避難（立ち退き避難）」を実施することが最適である。



P27. **避難行動の確認 ～そこにも大丈夫？～**
を参照のこと

事業所別 非常用自家発電設備 一覧表

2023年4月1日 現在

事業G	水防法届	対象事業所名	建屋型 ：台数	可搬型 ：台数	発電機の機種・仕様 および 取扱い注意事項	水害の有無	地震・ 雪害有無		
前田グループ	否 要 否 要	<input type="checkbox"/> 生協診療所 <input type="checkbox"/> 通所・訪問リハビリ <input type="checkbox"/> 訪看すまいる <input type="checkbox"/> 四郎丸わいわい倶楽部	-	1	■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W ※外気温 5℃以上では「低温使用キット」カバーを開けて使用の事	有	有		
	要	<input type="checkbox"/> GH にこにこ	-	1	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	否	<input type="checkbox"/> ゆーこーぼ鈴	-	-	※ 蓄電式非常照明あり	有	有		
	要	<input type="checkbox"/> 特養はるか	1	3	◆ ディーゼル機関 交流発電機(屋外キュービクル式長時間形) 出力 47600W ● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W [2台] ■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W [1台] ※「低温使用キット」の装着ないため、外気温 5℃以下では停止	有	有		
新町グループ	否 要 否 要	<input type="checkbox"/> かんだ診療所 <input type="checkbox"/> 通りハ キャンパス <input type="checkbox"/> ほっとあらまち <input type="checkbox"/> 新町わいわい倶楽部	-	1	■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W ※外気温 5℃以上では「低温使用キット」カバーを開けて使用の事	有	有		
	要 要	<input type="checkbox"/> GH ざおう <input type="checkbox"/> 通りハ パレット	-	1	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	要	<input type="checkbox"/> 小多機プラット新町	-	1	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	要	<input type="checkbox"/> 老健あらまち	-	2	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	否 要	<input type="checkbox"/> 訪問介護おひさま <input type="checkbox"/> 大きなかぶ	-	- 1	■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W ※「低温使用キット」の装着ないため、外気温 5℃以下では停止	有	有		
	否	<input type="checkbox"/> あたごこどもクリニック	-	-	※ 蓄電式非常照明あり	有	有		
高町G	否 否	<input type="checkbox"/> 有老アシスト高町 <input type="checkbox"/> はるか高町	1	-	◆ ディーゼル機関 交流発電機(屋外キュービクル低騒音型) 出力 48000W	無	有		
	否	<input type="checkbox"/> 小多機プラット高町	-	1	■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W ※外気温 5℃以上では「低温使用キット」カバーを開けて使用の事	無	有		
笹崎グループ	要	<input type="checkbox"/> 有老アシスト笹崎	1	1	◆ ディーゼル機関 交流発電機(屋外キュービクル低騒音型) 出力 48000W ● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	要 要	<input type="checkbox"/> 小多機プラット笹崎 <input type="checkbox"/> GH ささざき	-	2	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	要 否	<input type="checkbox"/> 介護予防ささざき <input type="checkbox"/> ほっとながおか	-	1	● 新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) 出力 1600W	有	有		
	否 要	<input type="checkbox"/> 生協こどもクリニック <input type="checkbox"/> 病児保育すこやか	-	- -	※ 蓄電式非常照明あり	有	有		
	否	<input type="checkbox"/> デンタルクリニック	-	-	※ 蓄電式非常照明あり	有	有		
	要	<input type="checkbox"/> こどもセンター銀河	-	1	■ ホンダ カセットガス発電機エネポ(EU9iGB) 出力 900W ※「低温使用キット」の装着ないため、外気温 5℃以下では停止	有	有		
備考	利用施設 要配慮者	<input type="checkbox"/> :要配慮者利用施設 <input type="checkbox"/> :要配慮者利用外施設	A)新ダイワ ガソリンインバータ発電機(IEG1600M-Y16A) B)ホンダ ガス発電機エネポ(EU9iGB)カセットボンベ使用 ◆【禁忌事項】 A) B)機種は、使用の際「一酸化炭素」を排出し、中毒の危険性があります。屋内では絶対に使用しないこと。 ◆B)は外気温5℃以下では停止します。その際「低温使用キット」のある機種は、カバーを下げることで使用可能となります。						

目次

1章	はじめに	9
	■ BCP（Business Continuity Plan）について	
	■ 基本方針	
	■ 安否確認システムについて [(株)トヨクモ社製]	
2章	災害時における組織体制	12
	■ 災害対策本部とは	
	■ 災害対策本部の役割	
	■ 災害対策本部の組織図／全国支援のあり方	
	■ 災害から復旧までの流れ／保有車両一覧 ～【長岡市との援助協力協定書】	
3章	災害対応の基本フローチャート	18
	■ フローチャートの見方 ～ I 初期対応（共通部分）	
	■ II 火災発生時	
	■ III 地震発生時	
	■ IV 水害発生時 （通所系／入所系／訪問系事業所）	
	■ 洪水・水害避難のタイミング [長岡市ハザードマップ]	
	■ V 原子力災害発生時	
	■ VI 新型インフルエンザ等発生大流行時	
	■ VII 雪害発生時	
	■ 各種災害時の緊急避難方法について	
4章	防災・減災のために	54
	■ 日常の備え	
	■ 非常時持ち出し品について	
	■ 災害用備蓄一覧	
	■ 防災訓練	
	■ 防災教育	
	■ その他 ～【入所者当の食事提供業務当に対する協力体制】	
5章	防災情報収集・報告先等 一覧表	58
	■ 火災・地震・水害・雪害関係連絡先／拠点病院一覧	
	■ 情報収集方法 [長岡市洪水ハザードマップ]	
	■ 原子力災害関係 連絡先一覧 ～【原子力災害時の避難支援協定書】	
	■ 原子力災害医療協力機関 ～【原子力災害医療体制のフロー図】	
	■ 新型インフルエンザ等感染症関係 連絡先一覧	
	■ 新型コロナ感染症「帰国者・接触者相談センター」について	

1 はじめに

この総合防災計画（危機管理マニュアル〔BCP〕）は、ながおか医療生協グループの職員や資産の保護、事業の継続等を目的に、被害をもたらす恐れのあるあらゆる災害に対し備えるものです。

この総合防災計画（以下、「防災計画」という。）は、法人レベルでの日常的な災害対策及び発災時に当法人グループ本部が設ける「災害対策本部」の活動をまとめたものです。発災時には、それぞれの施設・事業所の現場における迅速で的確な対応が被害の軽減・減災につながるため、法人本部は、日頃から各施設・事業所と連携し、この防災計画を各管理者に周知・共有するものとします。

■ BCP（Business Continuity Plan）について

地球温暖化等の影響で多発する大規模災害・感染症の大流行等の緊急事態に対し、人命を預かる社会的なサービス（エッセンシャル・サービス）を提供するながおか医療生協グループとして、事業経営が中断しないこと、万一中断しても可能な限り短期間で再開することが重要です。

「BCP」とは、職員・ご利用者の安全を確保しつつ、できるだけ速やかな事業の復旧・再開、通常サービスへの復帰のための方法・手段などを取り決めた「当法人グループの総合的な事業継続計画」です。本編の「防災計画」がその中心となります。

■ 基本方針

- ① 人命の保護を最優先とする
- ② 資産を保護し、事業の継続をはかる
- ③ 組合員、地域住民への協力にあたる

■ 安否確認システムについて〔(株)トヨクモ社製〕

当法人グループでは、2020年4月から、「BCP（事業継続計画）」の基盤となる“迅速な職員の安否確認”および“復旧要員の確保”につながる「職員安否確認システム」を導入しました。クラウドサーバーを利用したシステムの概要は次のとおりです。

未曾有の大災害でも稼働する 国内災害を想定したインフラ

このシステムは、国内での大災害を想定して、システム構築されています。



その為、サーバーは国際分散させており、想定外の大災害でも安定して稼働するよう、アクセスが集中すると、サーバーが自動拡張するようになっています。

災害大国、日本

東日本大震災や熊本地震、台風やゲリラ豪雨などによる水害をはじめ、多くの災害に見舞われる日本。これらは往々にして夜間や休日に発生し、甚大な被害や混乱を招いています。電話回線はパンクし、さまざまな情報が錯綜していく中、想定した通りの対処は困難です。このシステムは、これらの災害が発生した際に、担当者に代わって自動で安否確認を行い、その後の事業復旧を支援するシステムです。

Point 1

○ 災害に連動して自動で安否確認を送信

地震をはじめ、津波や特別警報にも連動して、自動で通知が送信されるので、休日や夜間の発災でも、迅速な安否確認が可能です。



全体の集計結果

対象	回答状況		怪我		
	回答済	未回答	無事	軽傷	重症
268	211	57	202	7	2

● 数字をクリック

ユーザーの回答結果

	名前	怪我	家族の安否	出社	交通手段
<input type="checkbox"/>	森 一郎	無事	無事	可能	徒歩、電車
<input type="checkbox"/>	田里 二郎	軽傷	怪我あり	可能	車
<input type="checkbox"/>	平山 三郎	重症	確認中	不可能	

① 非常災害時、および非常災害訓練時等に使用するためのシステムです。

② ながおか医療生協グループの全役職員が、それぞれ事前にプライベートの連絡先を登録しておくことにより、いざという時に迅速な安否確認を行います。

③ このシステムに登録できる連絡先は、メールアドレス最大4件、専用アプリ、Twitterのアカウント等です。

④ このシステムにアクセスできる端末は、スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン（ガラケー）、PCです。

⑤ このシステムに登録した個人の連絡先は、個人情報保護のため、登録した本人以外には閲覧できません。

⑥ 非常災害時、このシステムを利用して、必要な情報を一斉メールで送信したり、情報共有のための掲示板等を設置・運用することがあります。

⑦ ④の端末をどれも持っていない職員は、別途本部に固定電話等の連絡先を登録します。

Point 2

○ 回答状況はリアルタイムで自動集計

利用者が回答した最新の情報を、管理者権限をもつユーザーが、いつでもリアルタイムで確認することができます。

Point 3

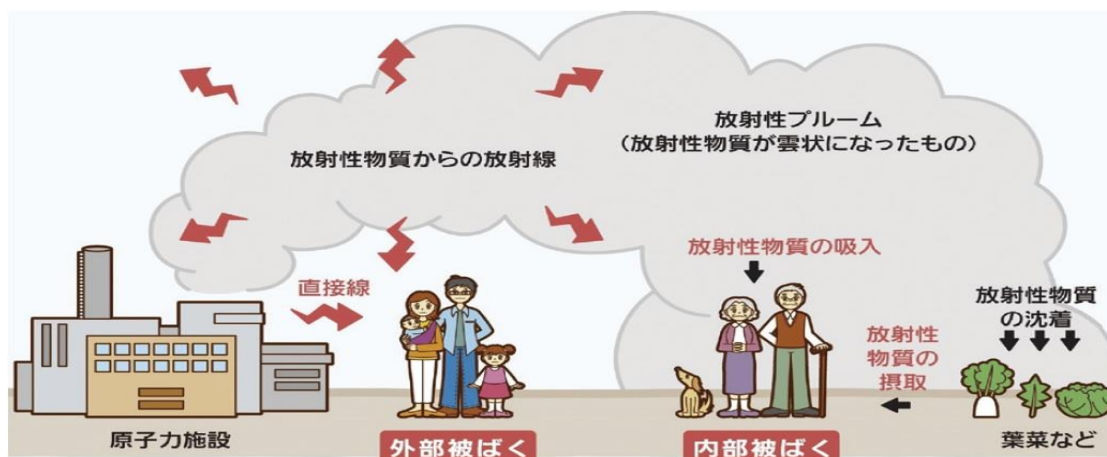
○ 災害対策本部をオンライン上に設置

全社で利用できる掲示板だけでなく、限定されたメンバーのみが利用できる、グループメッセージ機能を備えています。



< ミニ知識 >

◆原子力災害のイメージ（出典：新潟県原子力防災のしおり）



原子力災害には、次のような特殊性があります。

1. 放射線は目に見えず、臭いもなく、その影響をすぐに五感で感じるができない。ただし、測定器により検知可能
2. 被ばくから長時間経過後に健康へ影響が現れる可能性がある
3. 被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難
4. 放射線についての基本的な知識と理解が必要
5. 専門的知識を有する機関の役割、指示、助言などが重要

これらの特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策の知見を活用し対応します。

2 災害時における組織体制

■ 災害対策本部とは

災害に直面し、事業の一部または全部の安定的な運営に支障が生ずると判断された時、理事長の指示等により、「災害対策本部」を設置します。

「災害対策本部」を設置する場合の目安は、下のとおりです。

火災	法人事業所での火災発生、または法人事業所がある地域での大規模火災発生した場合
地震	長岡市内で震度5強以上の地震が発生した場合
水害	法人事業所のいずれかに冠水・水没等の危険性が生じた場合
原子力災害	柏崎刈羽原子力発電所事故等により法人事業所に被ばくの危険性が生じた場合
感染症大流行	新型インフルエンザ・コロナ感染症等の大流行で法人事業所の休止等が危惧される場合
その他	雪害・大規模停電の長期化等の非常災害が発生した場合

設置場所は、基本的に「ながおか生協診療所 2階事務局内（前田町）」ですが、現場指揮等の必要性に応じて臨機応変に変わります。その都度、安否確認システム等を通じ、速やかな情報提供を行います。

■ 災害対策本部の役割

災害対策本部は、主に以下の対応を行います。

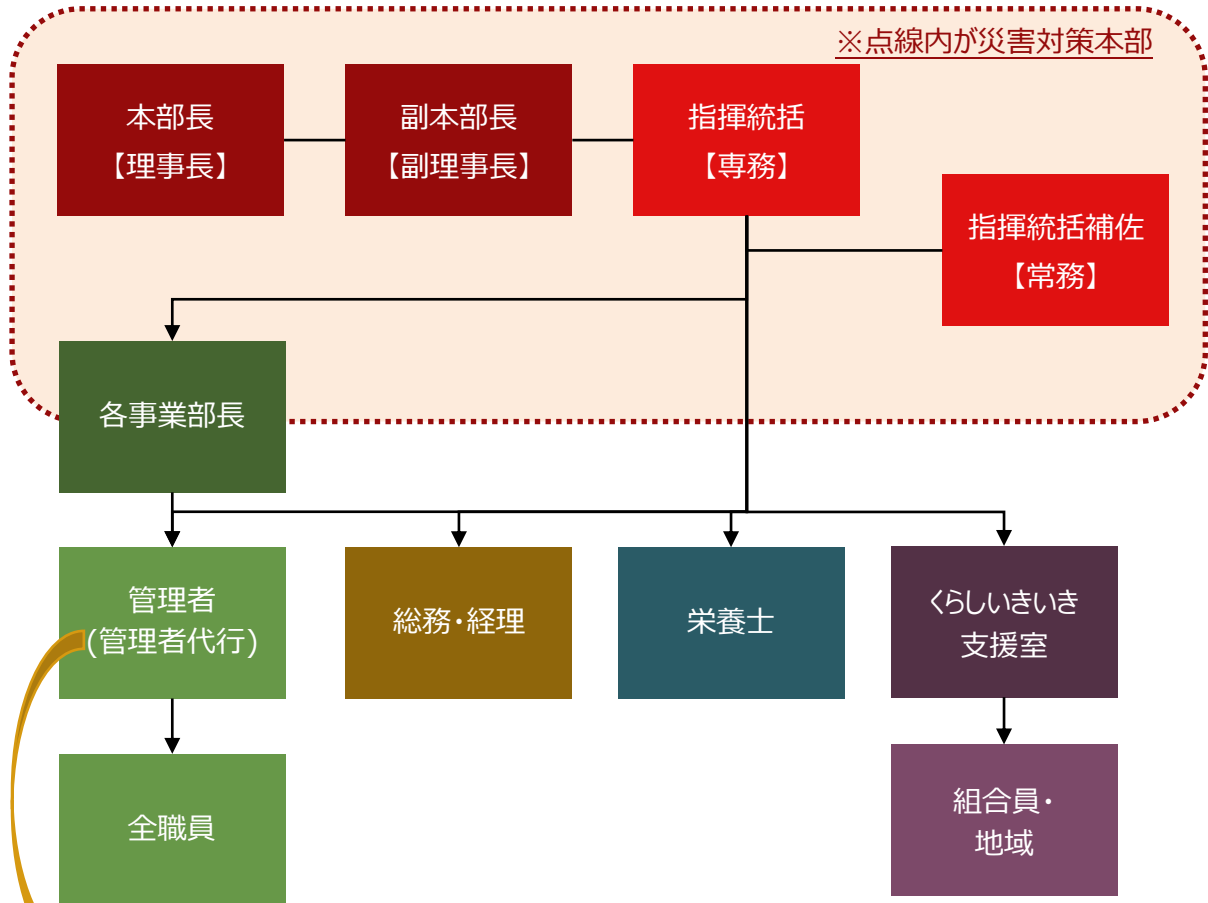
- ① 職員・ご利用者等の安否確認
- ② 情報収集、情報提供
- ③ 各事業所への支援についての采配
- ④ その他重要な決定に関わること

■ 同一建物事業所等との協力・連携

同一建物内の他事業所および近隣の法人グループ事業所とは、日頃から非常時の支援関係を築くものとします。

特に水防法に定める「要配慮者利用施設」は、防災マニュアルを含むBCPが実効性あるものとして有効に機能するよう十分に留意します。

■ 災害対策本部の組織図（概略）



「管理者代行」とは？

- ・災害時に、管理者が事業所で指揮がとれない場合、事業所内にいる職員の中から 1 名「**管理者代行**」を選び、本部等との連絡にあたります（指揮連絡系統一本化のため）。
- ・「**管理者代行**」はいつでも交代可能で、交代の際は本部に連絡し、職員間に周知します。

災害から復旧までの流れ



【留意事項】

- ①事業所使用不能時の仮施設の確保
 - ・第 1 候補
 - ・第 2 候補
- ②罹災建物の警備体制の確保
- ③被災事業所の所在する地域社会の救援活動及び復旧計画には進んで参加する
- ④避難場所の提供に協力する

◆ 事業所別 保有車両のまとめ ◆

事業所	初年度登録 経過年数	車検満了日 所有/リース	登録番号 車名	
生協診療所	平成26年4月1日	令和5年8月4日	長岡 300 や 7481 ハイエースワゴン 支援室	
	9年5カ月	所有	長岡 580 も 9005 EKワゴン 支援室	
	平成25年7月5日	令和5年7月6日	長岡 501 せ 2381 ステップワゴン 支援室	
	10年1カ月	所有	長岡 580 ち 1565 EKワゴン 支援室	
	平成19年9月17日	令和5年11月7日	長岡 501 ひ 4541 トヨタライズ 往診車	
	15年11カ月	所有	長岡 501 た 5399 スベイド 往診車	
	平成24年9月1日	令和6年1月29日	長岡 581 か 5659 ピクシエボック 支援室	
	11年0カ月	所有	長岡 480 か 1801 ミニカ	
	令和3年1月28日	令和6年1月27日	長岡 580 む 1105 ミラ	
	2年7カ月	所有	長岡 480 う 9713 ミニカ	
平成25年3月21日	令和6年3月20日	長岡 581 く 8118 アルト		
10年5カ月	所有	長岡 580 め 7995 EKワゴン		
平成25年7月1日	令和5年7月23日	長岡 480 か 5645 ミニカ		
10年2カ月	所有	長岡 581 か 8344 ミライース		
ほっと なおか	平成21年3月11日	令和7年3月10日	長岡 480 か 1801 ミニカ	
	14年5カ月	リース	長岡 580 む 1105 ミラ	
ここにこ	平成23年5月18日	令和6年5月17日	長岡 480 う 9713 ミニカ	
	12年3カ月	所有	長岡 581 く 8118 アルト	
	平成19年10月26日	令和5年10月25日	長岡 580 め 7995 EKワゴン	
すまいる	15年3カ月	所有	長岡 480 か 5645 ミニカ	
	平成21年7月24日	令和5年7月23日	長岡 581 か 8344 ミライース	
	14年1カ月	所有	長岡 501 た 3050 コルト	
	平成27年1月1日	令和6年1月29日	長岡 880 あ 468 ハイゼットカーゴ 福祉車輛	
アシスト笹崎	平成21年9月1日	令和7年2月6日	長岡 800 す 4225 NV350キャラバン 福祉車輛	
	14年0カ月	所有	長岡 501 と 9857 フリード	
ブラット 笹崎	平成21年9月4日	令和5年9月3日	長岡 581 き 1971 デイズ	
	13年11カ月	所有	長岡 501 ふ 7929 フリード	
	平成28年12月20日	令和5年3月15日	長岡 501 は 1363 シエンタ	
介護予防 ささざき	平成22年11月1日	令和6年2月11日	長岡 580 ふ 6820 アルト	
	12年10カ月	所有	長岡 800 す 3429 NV200ハネット 福祉車両	
	平成28年2月1日	令和6年3月30日	長岡 580 め 9680 ダイハツ アトレックワゴン	
グループホーム ささざき	7年7カ月	所有	長岡 580 ち 1565 EKワゴン	
	平成24年3月22日	令和7年3月22日	長岡 501 ほ 865 トヨタ パッソ	
	11年5カ月	所有	長岡 581 く 8603 ミライース	
	グループホーム ささざき	平成26年6月1日	令和5年9月26日	長岡 501 め 7470 フリード
ブラット高町	平成25年3月27日	令和6年3月26日	長岡 480 け 7525 アルト	
	10年5カ月	所有	長岡 501 と 9928 ステップワゴン	
	平成31年4月19日	令和5年4月18日	長岡 580 よ 8226 オッティ	
	4年4カ月	所有	長岡 581 あ 2757 EKワゴン	
デンタル クリニック	平成29年3月13日	令和6年3月13日	長岡 581 う 5487 フレオラス	
	6年5カ月	所有	長岡 581 か 4450 フレオラス	
	平成19年10月2日	令和6年10月1日	長岡 501 な 7939 フリード	
	15年10カ月	所有	長岡 501 ふ 3736 シエンタ	
	平成27年9月28日	令和6年9月28日	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー	
生協診療所 リハビリ	7年11カ月	所有	長岡 580 ね 3736 ライブ	
	生協診療所 リハビリ	平成29年3月1日	令和6年5月8日	長岡 501 ふ 617 ステップワゴン 支援室巡回便
	6年6カ月	所有	長岡 581 か 698 ワゴンR	
	平成25年9月12日	令和6年9月11日	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー	
	9年11カ月	所有	長岡 580 ね 3736 ライブ	
	平成21年4月2日	令和5年4月1日	長岡 501 ふ 617 ステップワゴン 支援室巡回便	
	14年4カ月	所有	長岡 581 か 698 ワゴンR	
	平成28年2月16日	令和7年2月15日	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー	
	7年6カ月	所有	長岡 580 ね 3736 ライブ	
	平成23年1月25日	令和6年1月25日	長岡 501 ふ 617 ステップワゴン 支援室巡回便	
12年7カ月	所有	長岡 581 か 698 ワゴンR		
生協本部	平成23年9月2日	令和6年9月1日	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー	
	11年11カ月	所有	長岡 580 ね 3736 ライブ	
	平成29年1月31日	令和7年1月30日	長岡 501 ふ 617 ステップワゴン 支援室巡回便	
	6年7カ月	所有	長岡 581 か 698 ワゴンR	
	平成26年11月5日	令和5年11月5日	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー	
8年9カ月	所有(コロナ補助金対象)	長岡 580 ね 3736 ライブ		
平成23年2月1日	令和6年8月18日	長岡 501 な 7939 フリード		
12年7カ月	所有	長岡 501 ふ 3736 シエンタ		
9年10カ月	所有	長岡 480 す 8492 スズキ キャリー		

事業所	初年度登録 経過年数	車検満了日 所有/リース	登録番号 車名		
かんだ 診療所	平成24年9月10日	令和5年10月9日	長岡 580 や 4929 EKワゴン 支援室		
	10年11カ月	所有	長岡 580 よ 6381 オッティ 支援室		
	平成25年5月1日	令和6年8月19日	長岡 501 さ 9514 ホンダフリード 支援室		
	10年4カ月	所有	長岡 580 む 7652 N-BOX 往診車		
	平成20年12月4日	令和5年12月3日	長岡 580 む 9610 タント 往診車		
	14年8カ月	所有	長岡 580 ひ 8006 オッティ		
	平成24年5月28日	令和5年5月27日	長岡 581 あ 2835 オッティ		
	11年3カ月	所有	長岡 581 け 9906 ワゴンR		
かんだ診療所 リハビリ キャンバス	8年6カ月	平成27年2月15日	令和6年3月17日	長岡 580 も 2630 モコ	
	14年2カ月	平成21年6月2日	令和6年7月1日	長岡 580 ち 4557 EKワゴン	
	10年9カ月	平成24年11月12日	令和6年3月11日	長岡 581 か 9892 ワゴンR	
	10年7カ月	平成25年1月14日	令和7年3月27日	長岡 300 む 1730 ヴォクシー	
	15年5カ月	平成20年4月1日	令和6年8月15日	長岡 800 さ 8395 キャラバンチェア 福祉車輛	
	13年5カ月	平成22年3月24日	令和6年3月23日	長岡 501 て 9189 フリード	
	8年4カ月	平成27年4月27日	令和6年4月26日	長岡 580 や 322 モコ	
	14年1カ月	平成21年8月1日	令和6年10月10日	長岡 800 す 2731 NV200ハネット 福祉車輛	
	5年8カ月	平成29年12月26日	令和5年12月25日	長岡 300 め 6234 ハイエースワゴン	
	5年10カ月	平成29年10月31日	令和6年10月30日	長岡 800 す 4059 NV200ハネット 福祉車輛	
	7年1カ月	平成28年7月15日	令和6年9月24日	長岡 501 ふ 4869 ステップワゴン	
	6年0カ月	平成29年8月30日	令和6年5月29日	長岡 580 の 3144 AZワゴン	
	かんだ診療所 リハビリ バレット	14年4カ月	平成21年4月22日	令和6年6月5日	長岡 501 つ 1596 フリード
		13年8カ月	平成21年12月11日	令和6年3月13日	長岡 800 さ 9417 キャラバンチェア 福祉車輛
		11年6カ月	平成24年2月28日	令和6年2月27日	長岡 800 す 1235 キャラバン 福祉車輛
8年6カ月		平成27年2月24日	令和7年2月23日	長岡 580 み 2788 N-BOX 福祉車輛	
8年10カ月		平成26年10月30日	令和5年10月29日	長岡 800 す 1775 キャラバン 福祉車輛	
7年5カ月		平成28年3月10日	令和6年3月10日	長岡 800 す 1776 NV200ハネット 福祉車輛	
7年5カ月		平成28年3月11日	令和6年3月10日	長岡 800 す 2381 ハイエース 福祉車輛	
6年4カ月		平成29年4月11日	令和5年4月10日	長岡 800 す 394 キャラバン 福祉車輛	
9年11カ月		平成25年9月25日	令和5年9月24日	長岡 800 さ 9278 キャラバン 福祉車輛	
11年9カ月		平成24年1月28日	令和6年3月27日	長岡 501 せ 9310 日産マーチ	
ブラット 新町	平成28年11月29日	令和5年11月28日	長岡 581 け 1793 ムーブL		
	6年9カ月	所有	長岡 581 う 295 N-BOX		
	平成26年9月1日	令和5年8月5日	長岡 800 す 4248 レジアスエースウェルキャブ		
	9年0カ月	平成28年9月1日	令和5年4月30日	長岡 581 あ 7188 EKワゴン	
おひさま	平成28年10月1日	令和5年4月30日	長岡 581 あ 6897 ムーブ		
	6年11カ月	リース	長岡 581 え 413 アルト		
	平成24年3月1日	令和7年2月11日	長岡 581 く 869 アルト		
	11年6カ月	平成24年3月1日	令和7年2月11日	長岡 581 あ 7188 EKワゴン	
	平成23年9月9日	令和6年9月8日	長岡 581 あ 6897 ムーブ		
11年11カ月	平成24年12月10日	令和5年12月9日	長岡 581 え 413 アルト		
10年8カ月	平成27年11月8日	令和5年11月7日	長岡 581 く 869 アルト		
7年9カ月	所有	長岡 581 く 869 アルト			

基準日
2023/9/1

社会福祉法人虹のまち福祉会 車輛管理表

事業所	初年度登録 経過年数	車検満了日	登録番号 車名
多機能こども センター銀河	平成24年6月29日 11年2カ月	令和7年6月29日 所有	長岡 580 な 5724 アルト
	平成28年10月12日 6年10カ月	令和7年1月17日 所有	長岡 501 ひ 4348 ステップワゴン
	令和4年3月15日 1年5カ月	令和7年3月14日 所有	長岡 501 ふ 3183 セレナ
特別養護老人 ホームはるか	平成29年2月24日 6年6カ月	令和6年2月23日 所有	長岡 300 む 7307 e-NV200
	平成26年5月20日 9年3カ月	令和7年5月19日 所有	長岡 580 も 3327 N-BOX
	平成30年9月26日 4年11カ月	令和6年9月25日 所有	長岡 800 す 3121 キャラバン
	123年8カ月		
有料老人ホーム アシスト高町	平成20年5月15日 15年3カ月	令和6年5月14日 リース	長岡 800 さ 7412 ハイエース
	平成20年7月29日 15年1カ月	令和7年7月28日 所有	長岡 500 ゆ 9265 スイフト
	123年8カ月		
特別養護老人 ホームはるか高町	平成30年3月7日 5年5カ月	令和6年3月6日 所有	長岡 800 す 2802 キャラバン
	123年8カ月		
	123年8カ月		
多機能就労 支援センター 大きなかぶ	平成24年5月31日 11年3カ月	令和7年5月30日 所有	長岡 580 ゆ 6555 EKワゴン
	平成26年10月30日 8年10カ月	令和7年10月29日 所有	長岡 581 く 7922 PLEO PLUS
	123年8カ月		

基準日
2023/9/1



【写】災害時における長岡市との援助協力協定書

災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定書

長岡市（以下「甲」という。）とながおか医療生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における要配慮者の緊急受入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、長岡市内において避難所を開設する必要性が生じ要配慮者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで、避難救援活動を円滑に行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災などの非常な状態をいう。
- (2) 「要配慮者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する介護保険施設、障害者支援施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請を行うことができる。

- (1) 介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく要配慮者の緊急的な入所
- (2) 介護保険法又は障害者総合支援法に基づかない要配慮者の緊急的な受入れ
- (3) その他、被災した要配慮者の救護に当たって必要な事項

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し、次の要請を行うことができる。

- (1) 甲の要請に基づく要配慮者の緊急的な入所等において、救護に必要となる情報の提供
- (2) 甲の要請に基づく要配慮者の緊急的な入所等において、救護に必要となる物資の供給
- (3) 甲の要請に基づく要配慮者の緊急的な入所等において、人員の派遣その他必要な事項についての県及び国等との調整
- (4) 乙の施設入所者の救護に関し必要な事項

（甲及び乙の責務）

第6条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、できる限り協力するものとする。

（受入れ期間）

第7条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急的な入所等を要請する場合の受入れ期間は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく要配慮者の緊急的な入所の期間は、原則として30日以内とする。
- (2) 介護保険法又は障害者総合支援法に基づかない要配慮者の緊急的な受入れの期間は、原則として7日以内とする。
- (3) 第1号又は前号で定める期間を超えて、甲が乙に受入れの要請を行うにやむを得ない事情が生じた場合は、甲は乙に協議の上、要請することができる。

(費用)

第8条 甲は、要配慮者の緊急的な入所等に当たり、介護保険法又は障害者総合支援法に基づき所要の経費を支弁するほか、介護保険法又は障害者総合支援法において賄えない経費を、乙に支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(情報交換)

第9条 甲は、乙の協力を得て、定期的に施設ごとの受入れ可能人数等について把握するものとする。

2 甲は、乙及びその他関係者を参集し、緊急的な受入れ等を含めた災害時の相互協力体制に関する情報交換や本協定について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙両者が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月30日

甲 長岡市

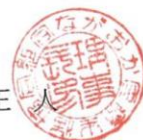
長岡市長 磯田 達伸



乙 長岡市前田1丁目6番7号

ながおか医療生活協同組合

理事長 羽賀 正








3 災害対応の基本フローチャート

次ページからは、災害のケースごとに、「誰が」「どの時点で」「どういう行動をすべきか」の基本フローチャートになります。

いざという時、各自のすべき行動、事業所のすべき行動を理解し、平常時の避難訓練・シミュレーション等にも活用するものとします。

■ フローチャートの見方

表の上から下へ ～時系列～	災害が発生してから、順番に「とるべき行動・手順」（四角の中に記載）が、矢印の流れ（フロー）でつながっている。
表の左から右へ (一部例外あり)	左：職員（災害の発生時、事業所外/事業所内）。 中：管理者（管理者代行）。 右：本部。

記号	意味
	災害の発生・危険の増大（起点）
	とるべき行動・手順
	選択肢（次にとるべき行動・手順は、YES/NO により2つに分岐する）
	次への流れ（フロー）
太字	特に重要な行動・手順
	※灰色の部分は他のページへの移行 (地震後に火災が出た場合など)

◆注) 原子力災害及び新型インフルエンザ等感染症大流行、雪害は別途表記です。

■ 災害のピクトグラム [視覚記号 : サイン] の説明



火 災



地 震



水 害



原子力災害

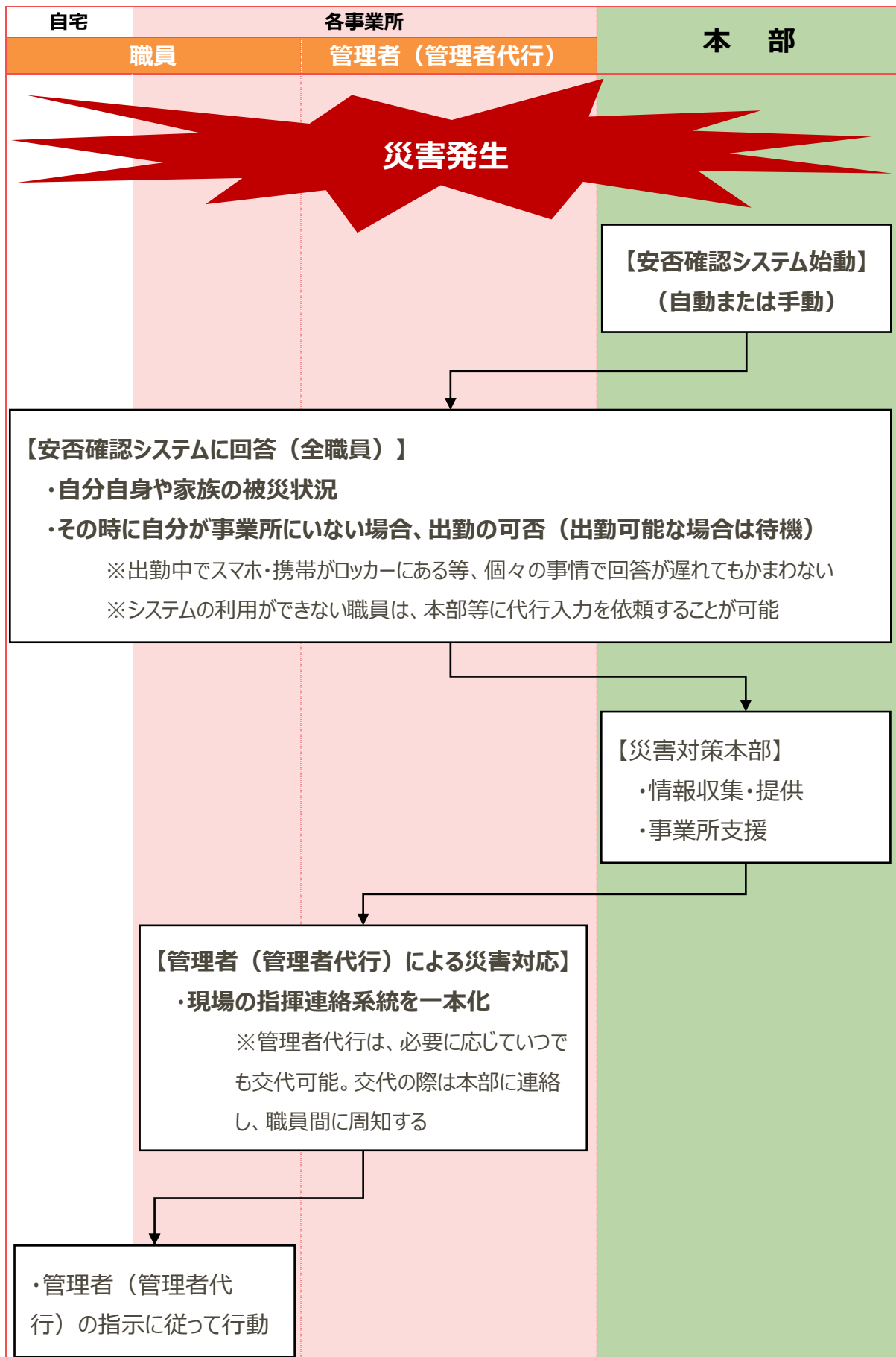


感染症の大流行

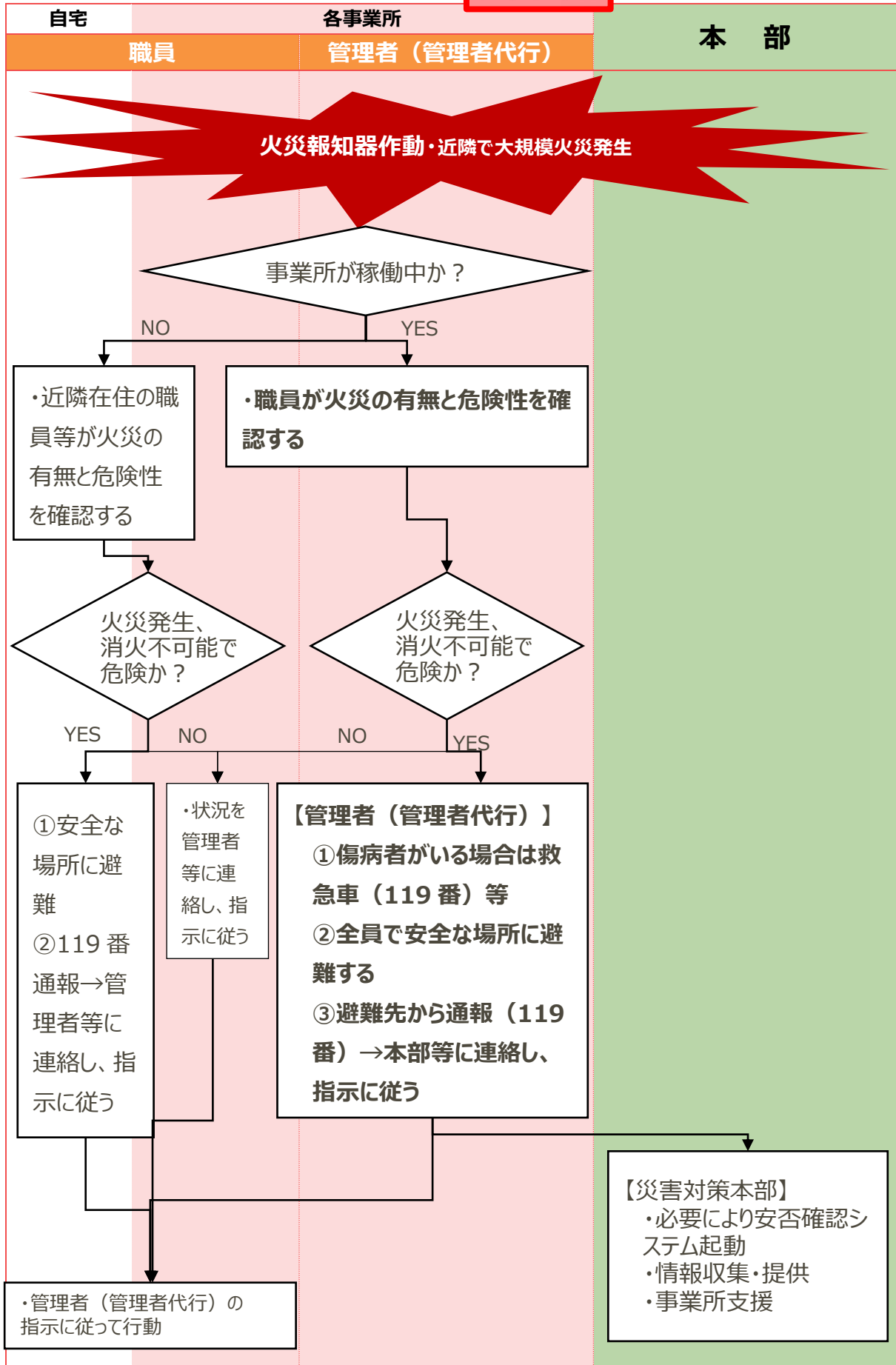


雪 害

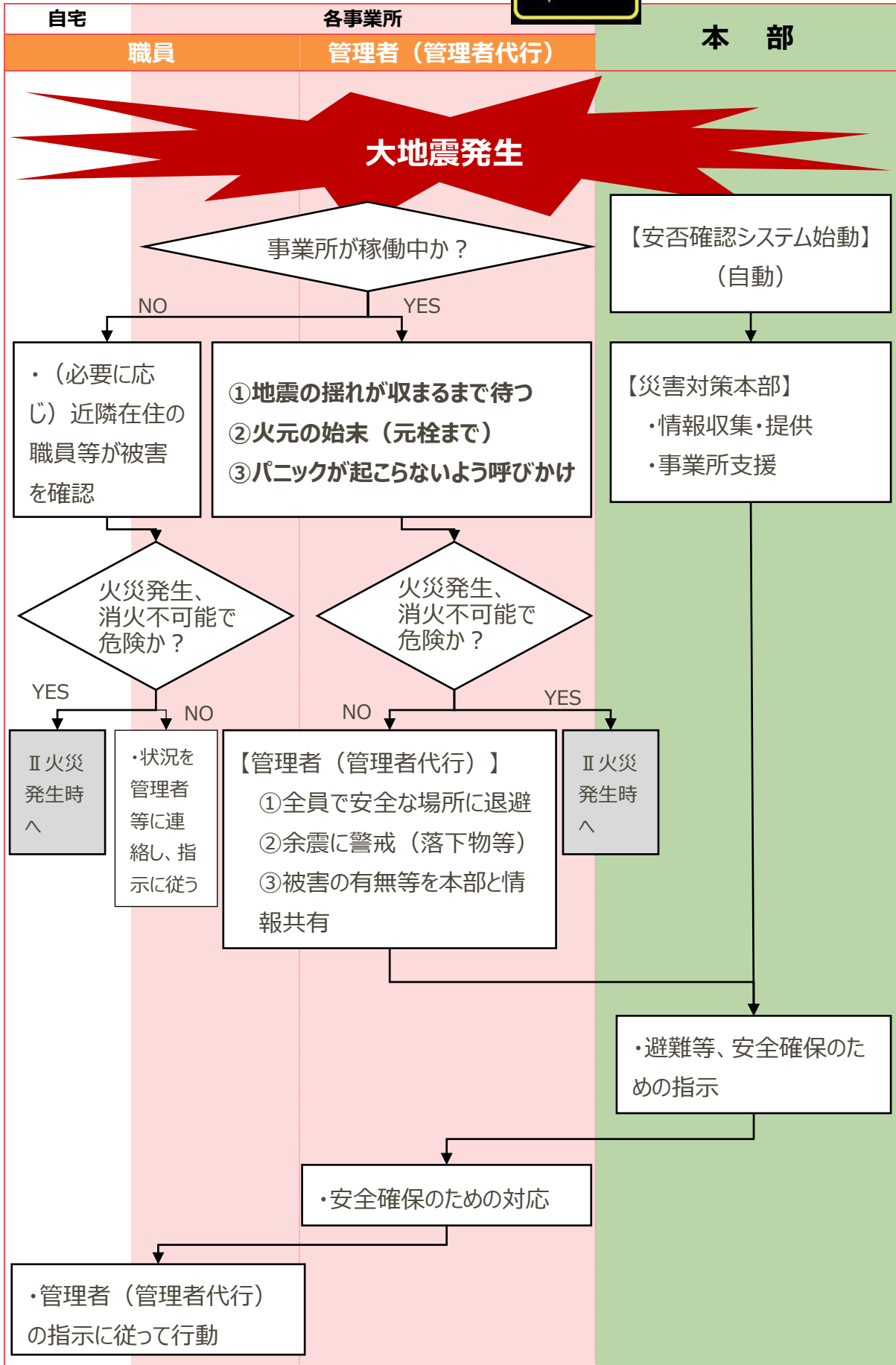
■ I 初期対応 (基本的に全ての災害に共通となる部分)



■ II 火災発生時

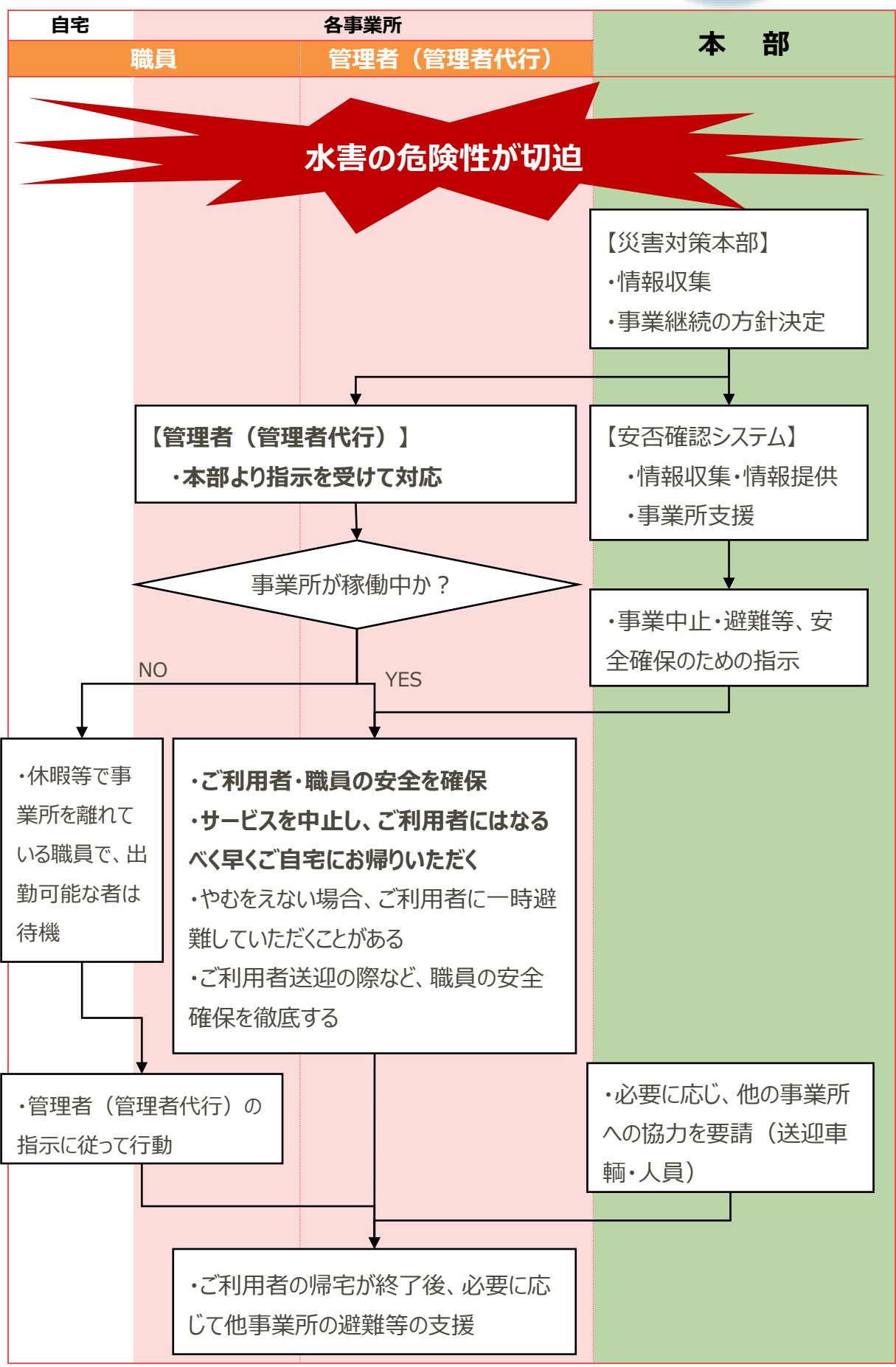


■ Ⅲ 地震発生時



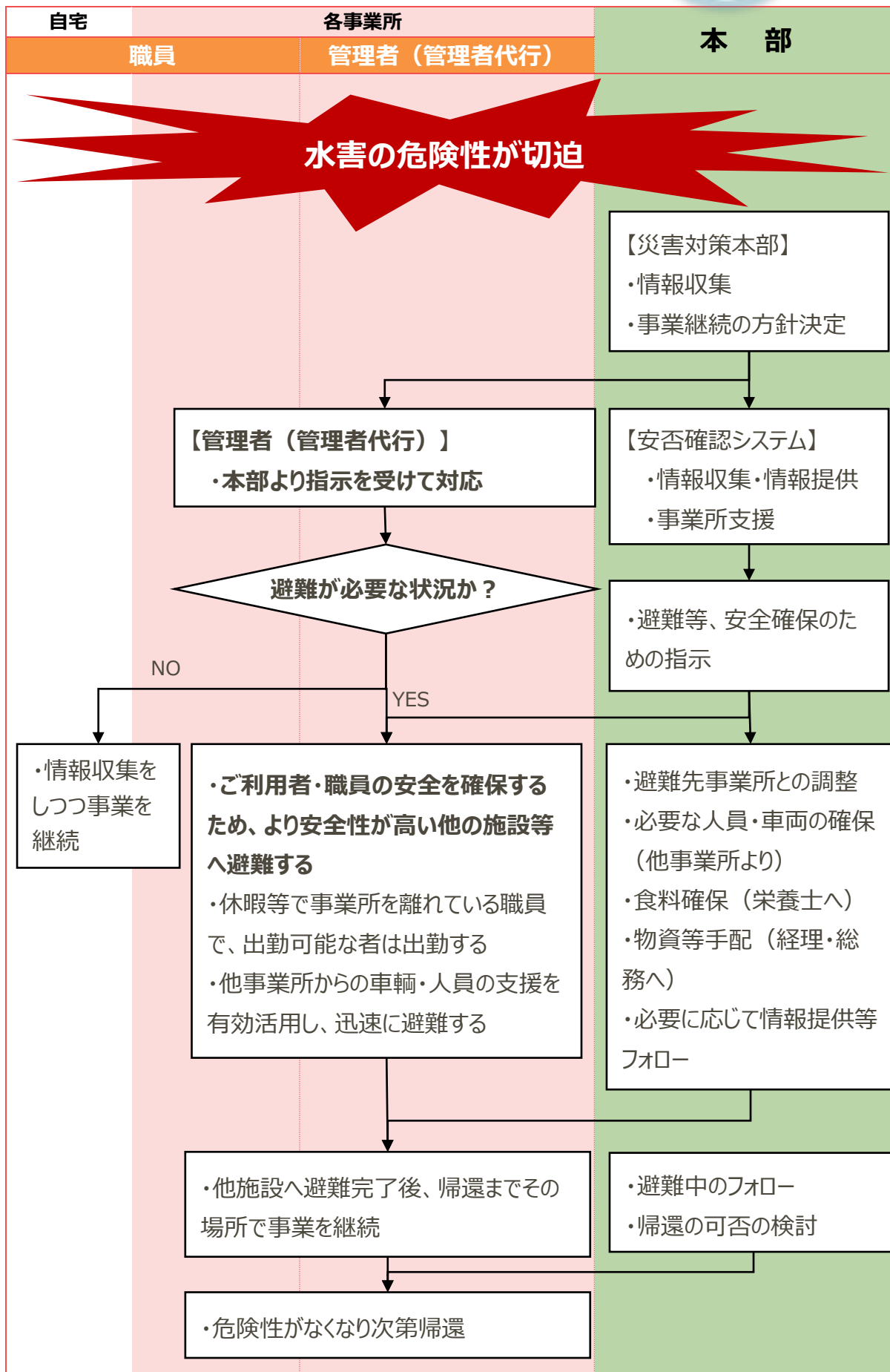


■ IV-i 水害発生時 (通所系事業所)

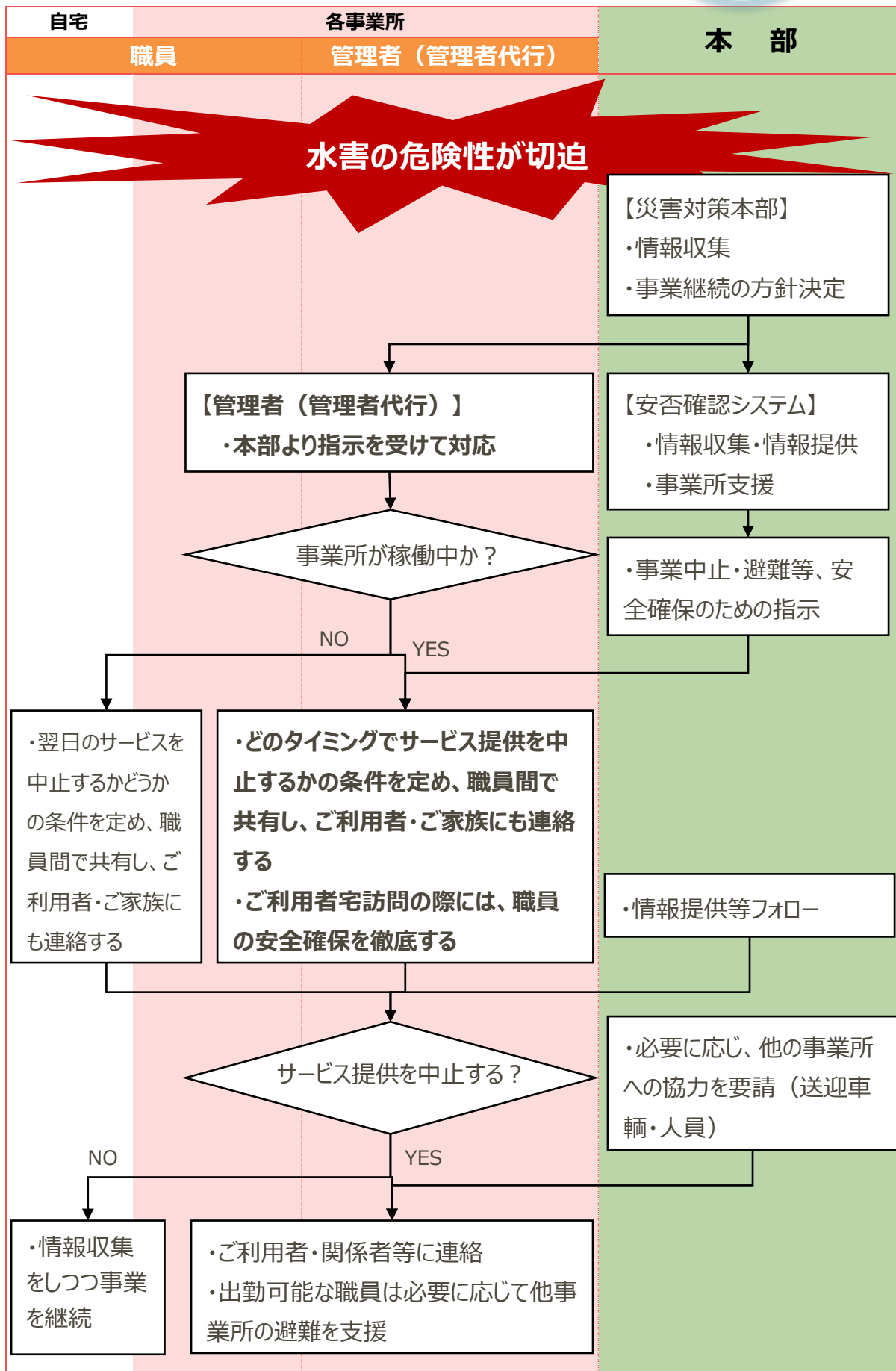




■ IV-ii 水害発生時 (入所系事業所)



■ **IV-iii 水害発生時** (訪問系事業所)



■ 洪水・水害避難のタイミング [令和3年1月改定版]

避難を判断するための情報ととるべき行動 ～避難のタイミングは？～

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合、自ら情報を集めて判断し、避難行動をとることが重要です。情報の種類と避難行動のタイミングを確認し、状況に応じた災害時の行動を！

大雨・洪水警戒レベル (2021年1月改定) 長岡市が発信する情報

		気象台・河川管理者が発信する情報	
		気象情報	水位等に関する情報
警戒レベル 2 以下の状況	情報 注意喚起 まとまった降雨が見込まれるなど災害発生が予測される場合に発表	・大雨注意報 ・洪水注意報	・氾濫注意水位 ・洪水警報の危険度分布(注意)
	行動 災害への心がけを高める ●避難の準備・確認 非常持ち出し品、情報収集手段、避難先など ●可能な場合、浸水しない場所へ立ち退き避難 【避難先】浸水しない場所の知人や親戚宅など ●所有車、自宅などの安全確保		
危険度大	情報 信濃川早期警戒情報 上流での災害発生など信濃川の氾濫の危険性が高まった場合に発表		
	行動 信濃川の氾濫に警戒 上記「注意喚起」の3つの行動に加えて ●高齢者等の避難を支援できる方は、可能な範囲で支援		
市の避難場所が開設	情報 3 高齢者等避難 災害発生の恐れがある段階で発令	・大雨警報 ・洪水警報	・避難判断水位 ・洪水警報の危険度分布(警戒)
	行動 高齢者、障害者、乳幼児等は避難 ●自分がいる場所の状況に応じた避難行動 →P3参照 河川の近くにお住まいの方などは早めに避難 ●高齢者等の避難を支援できる方は、可能な範囲で支援		・氾濫危険水位 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・洪水警報の危険度分布(極めて危険)
	情報 4 避難指示 災害発生の恐れが高い段階で発令		
災害発生	行動 全員が直ちに避難 ●自分がいる場所の状況に応じた避難行動 →P3参照		
	情報 5 緊急安全確保 災害が発生または切迫している段階で発令	・大雨特別警報(浸水害)	・氾濫発生



避難行動の確認 ～そこにも大丈夫？～

自宅や通勤・通学先など、自分がいる場所にはどのような危険があり、どのような避難行動が適切なのかを確認しましょう。＊ここでは、自分がいる場所を「自宅」と仮定しています。

ステップ1 自宅の危険性を地図で確認

- 浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域など自宅の危険性を地図で確認し、チェックシートに書き込みましょう。

地図 →P5～34参照 チェックシート →裏表紙参照

ステップ2 自宅の状況に適した避難行動の確認

- 下記の避難行動判定フローにより、自宅の状況に応じた避難行動（立ち退き避難・屋内安全確保）を確認しましょう。

立ち退き避難 (水平避難)

自宅から立ち退き知人や親戚宅、避難場所など安全な場所へ移動すること

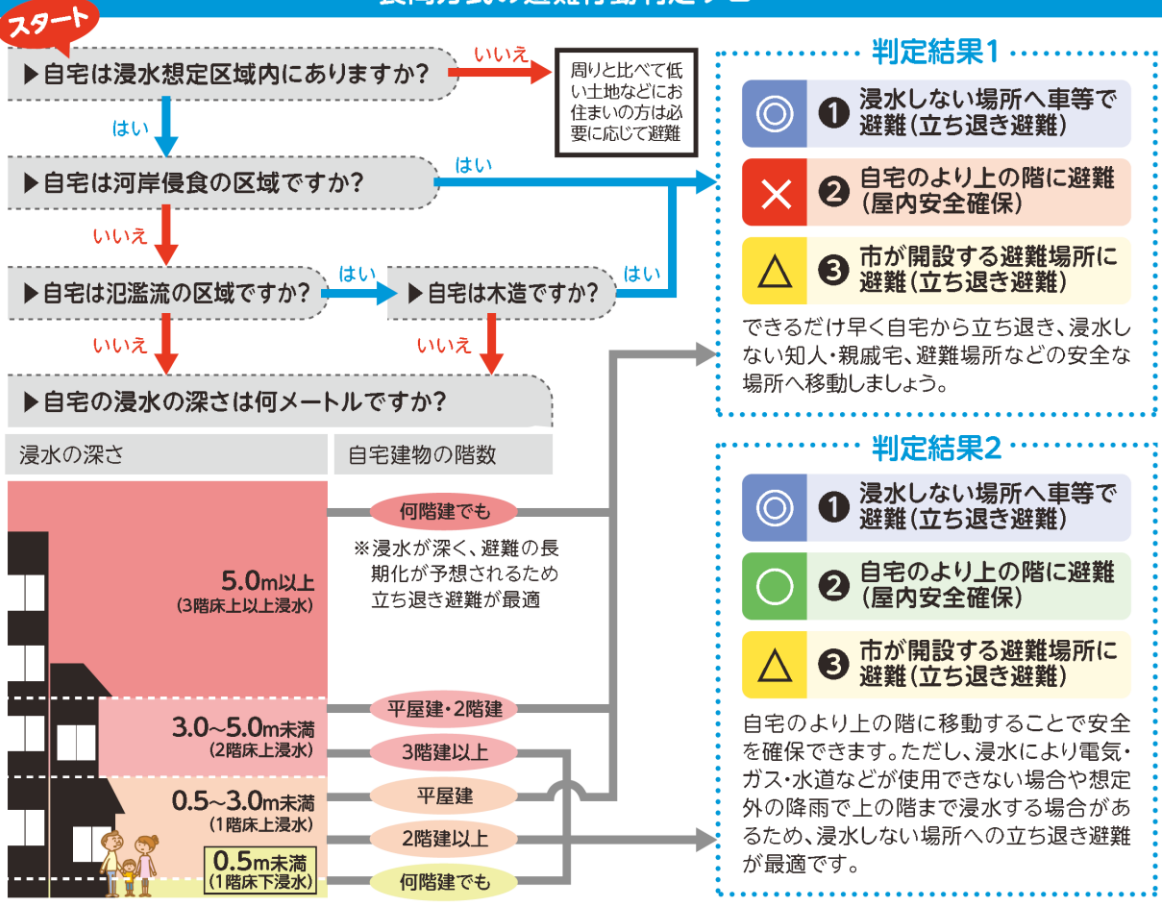


屋内安全確保 (垂直避難)

自宅等の建物内に留まり、より上の階へ移動して安全を確保すること



長岡方式の避難行動判定フロー



ステップ3 避難先の決定

- →【別冊】施設別「風水害 防災マニュアル」を参照のこと！

■ V 原子力災害発生時



(1) 緊急時防護措置の確認 [長岡市の指針：令和2年3月31日修正版]

緊急事態区分		緊急防護措置*の概要	
● 職員の行動概要			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; margin-right: 10px;">軽</div> <div style="flex-grow: 1; border-left: 2px solid blue; border-bottom: 2px solid blue; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -20px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">↓</div> <div style="position: absolute; bottom: -20px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">↓</div> </div> </div>	警戒事態 (EAL1*)	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事態の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング*の準備、施設敷地緊急事態要避難者の準備等の防護措置の準備を開始する段階。</p> <p style="text-align: center;">行動手順 (I) 参照</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生覚知 ● 情報収集 	施設敷地緊急事態 (EAL2*)	<p>原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、同原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>長岡市は「屋内退避」を準備する段階。</p> <p style="text-align: center;">行動手順 (I) 参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内退避準備開始 	全面緊急事態 (EAL3*)	<p>長岡市から「屋内退避」または「施設外避難」指示が発令される。原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響*を回避し確率的影響*のリスクを低減する観点から、迅速に「屋内退避」または「避難」を実施する段階。但し、「避難」の実施は正確な情報に基づく長岡市の指示（発令）によりあわせて実施する。その際の目安は、<u>空間放射線量率 毎時20マイクロシーベルトを超えた場合、1週間以内に避難するとされている。</u></p> <p style="text-align: center;">行動手順 (II) ~ (III) 参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 長岡市指示を受け屋内退避実施 ↓ ● 施設外避難実施 		

(*印：用語解説参照)

(2) 職員行動手順 クイックガイド

◆ 行動手順 (I)



原子力事故等覚知後の職員行動手順(I)

【活動概要】

当該施設の職員は、原子力発電所の事故等の発生を覚知した場合は、入所者等の被ばくを防ぐため、放射性物質または放射線が周辺環境に異常放出される事態に至る前に、入所者等を適切に誘導し速やかに施設屋内に保護する。

(ポイント)

- **施設長**は、状況に応じた判断に基づき各班員に必要な指示を行い、利用者・職員及び施設設備の安全を確保する。
- **施設長の代行（指揮班）**は、管理者を補佐するとともに、人手が足りない班員の業務を補助する。
- 事態の進展によっては施設内での屋内退避あるいは施設外避難が必要になる場合に備え、準備を開始する。

◆なお、**通所系サービス施設**においては、利用者の帰宅時間を繰り上げ、送致または保護者・家族の迎えを要請し退館させる。また、退館させる前に事態の進展により施設内での屋内退避や避難が必要になる場合に備え、防護措置の準備を開始する。全ての利用者等の退館が確認できた段階では、通所系サービスの施設長は、法人災害対策本部に連絡・相談のうえ職員の帰宅・自宅待機を検討・判断する。

● **通所系サービス施設**では、切迫した危険がまだないこの段階で、サービス利用者等を帰宅させる。また、**診療所外来**においては、受診者の帰宅を速やかに促す。本人の状態によっては、保護者・家族の迎えを要請し退館させる。診療所長は、法人災害対策本部に連絡・相談のうえ、職員の帰宅・自宅待機を検討・判断する。

◆**訪問系サービス事業所**の施設長は、長岡市災害対策本部から屋内退避指示が発令された場合は、当日の全ての訪問予定をキャンセルし訪問中の職員の帰所を指示する。訪問予定宅には、訪問困難な状況を連絡するとともに、担当ケアマネジャー等と連携し、必要に応じ代替措置をとる。その後、施設長は、法人災害対策本部に連絡・相談のうえ、職員の帰宅・自宅待機を検討・判断する。

【情報収集・伝達】

- 連絡調整班は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等による原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・長岡市の対応状況、施設がとるべき対応）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- 連絡調整班は、法人災害対策本部ならびに必要な応じ長岡市の担当窓口連絡して、今後の情報伝達方法を確認する。
- 連絡調整班は、収集した情報を施設長に伝えるとともに、ホワイトボード等に記載し情報を職員間で共有する。
- 連絡調整班は、施設長の指示により、口頭あるいは館内放送等を用いて事故の情報等を入所者等に伝達する。

【職員参集】

- 連絡調整班は、施設長の指示のもと、緊急連絡網により施設長の要請等を連絡する。夜間や早朝、施設の休業日の場合、当直職員が代行する。
- 非番職員は、自分や家族の安全を確認後、非常召集に備え準備・待機する。また、状況に応じて自主的に参集する。
- 当法人の災害対策本部は、各施設・事業所の「緊急時連絡体制」が機能不全に陥った場合を想定し、各施設・事業所と連携し、クラウドサーバー利用「職員 安否確認システム」により緊急連絡体制を確保・維持する。

【避難指示等への備え】

- 各班員は、屋内退避指示または施設外避難指示が長岡市から発令された場合の担当業務内容を確認し合う。
- 安全確認班は避難誘導班と協力し、万が一の施設外避難に備え、建物内に残っている者がいないか、施設外避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検する。当該施設利用者以外に残っている入館者がいた場合は状況を説明し早々の帰宅を促す。また、避難経路に障害物があった場合は除去する。

< ミニ知識 >



◆ 行動手順（Ⅱ）



「屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順(Ⅱ)

【活動概要】

職員は、長岡市から**屋内退避の指示が発令された場合**は、建物内に残っている入所者等を、速やかに落ち着いて施設内の屋内退避場所に誘導するとともに、必要な物品を搬入し、以下に掲げる措置を講じる。なお、被ばくの低減を図る観点から、選択できるのであれば木造の建物より鉄筋コンクリート造の建物への退避が望ましい。

（ポイント）

- **施設長の代行（指揮班）**は**安全確認班**に指示し、建物内に残留している入所者及び職員等の安全を確認し施設長に報告する。
- **安全確認班**は、屋内への外気流入を防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、必要に応じ窓には目張り（ガムテープ等を利用）をする。外気導入型空調設備、換気装置を止め施設設備の安全を確認する。なお、新型コロナウイルス感染症対策では「換気」が推奨されているが、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、原則「換気」は行わないことに注意する。
- 安全確認班は、施設外に避難する際の施設内経路を確認しておく。
- **避難誘導班**は、入所者等に状況を説明し落ち着かせ、不安を和らげるとともに経過観察する。
- **避難誘導班**は、入所者等を窓際から離し、できる限り屋内退避場所の中央に退避させる。なお、感染症対策の観点から、密集状態を避け極力分散する。
- 施設長は、入所者、職員等の安全が確認された時点で、施設外避難指示の発令に備え、あわてずに各班員を指揮してその準備を指示する。

【情報収集・報告】

- **連絡調整班**は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等による原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・長岡市の対応状況、施設がとるべき対応）に留意し、継続的な情報収集を継続する。
- 連絡調整班は、法人災害対策本部に連絡し、屋内退避完了と退避した人数、入館者の状況、物資の備蓄状況や要請事項等を報告し、その後の指示を受ける。
- 連絡調整班は、収集した情報や長岡市からの指示事項を施設長に伝えるとともに、施設の現状と合わせホワイトボード等に記載し、職員間で情報を共有する。

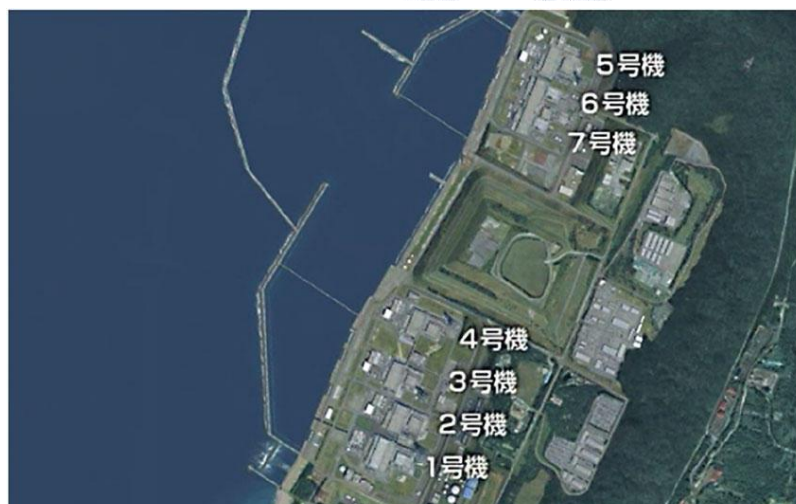
【施設外避難指示への備え】

- **連絡調整班**は、法人災害対策本部と連絡を密にし、災害事象進展に伴う避難指示に備え、避

難先、避難経路、避難手段に関する最新情報の収集を開始する。

- **避難誘導班**は、入所者等の避難に必要な資機材（搬送用車両、車いす、ストレッチャー、介護用品、飲料水、食糧等）と人員を確認し、不足する分は法人災害対策本部に連絡調整班を通じて支援を要請する。
- **連絡調整班**は、必要に応じて法人災害対策本部に必要な人員と資機材の応援を要請する。
- 各班員は、速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。

< ミニ知識 >



▲左側の海は日本海である。柏崎市側に1～4号機があり、刈羽村側に5～7号機が設置されている。総電気出力821.2万kW (8,212MW)、全機停止中 (2016年6月現在)。

◆ 行動手順（Ⅲ）



「避難指示」が出された場合の職員行動手順(Ⅲ)

【活動概要】

職員は、長岡市から施設外への避難指示が発令された場合は、避難協定締結施設（別掲）へ速やかに、落ち着いて入所者等を車両にて移動・避難させる。また、避難準備が完了するまでは施設内に留まることに留意する。

（ポイント）

- **連絡調整班**は、法人災害対策本部に連絡し、避難指示については集合場所、避難先、避難経路、避難手段、車両の確保等、避難にかかる具体的な手順を確認し、その後の指示を受ける。
- **施設長**は、連絡調整班からの報告を受け、代行及び各班員に対し適宜状況に応じた的確な指示を行う。
- **指揮班**は、非常持出リスト等を携行する。
- **安全確認班**は、あらかじめ定めた行動手順により、火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて建物を施錠する。
- **避難誘導班**は、応急物資を確保し、避難車両に積み込む。
- **避難誘導班**は、入所者等に状況を説明し、落ち着かせながら法人災害対策本部と連携し、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ個人別に定めていた避難方法（A：独歩、B：一部介助、C：車いす・全介助等）により、避難先まで誘導する。
- 入所者等の避難誘導は、各班員が避難誘導班に協力して行う。
- **連絡調整班**は、避難開始時に避難人数、避難手段等を長岡市災害対策本部に報告する。また、避難完了時にも長岡市災害対策本部及び法人災害対策本部に報告する。

【情報収集・報告】

- **連絡調整班**は、避難準備または避難移動中においてもラジオ、テレビ、携帯端末等で原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・長岡市の対応状況、施設がとるべき対応）の収集を行う。

【応援要請】

- **避難誘導班**は、避難に必要な資機材（搬送用車両、車いす、ストレッチャー等）と人員を確認し、不足する分は法人災害対策本部に連絡調整班を通じて支援要請する。
- **連絡調整班**は、施設長と相談し、必要に応じて長岡市消防本部に救急車両等の応援を要請す

る。

【避難時の感染症対策】

- **避難誘導班**は、避難開始前に入所者及び職員等に避難中に使用するマスク等を 配布し着用を確認する。
- 避難車両の乗車にあたっては、感染者とそれ以外の人を区分する。
- 避難先では、極力人と人の距離（ソーシャル ディスタンス）の確保に留意し、マスクの着用・手洗いを励行する。

【 避難協定締結施設 】

◆ 避難先施設、避難経路、避難手段及び避難方法

(1) 避難先（受入先）施設

- 特別養護老人ホーム あがうら ※「支援協定書」は別掲

あがうら ショートステイ

〒956-0814 新潟県新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 5

TEL : 0250-22-4882 FAX : 0250-22-4881

【アクセス】避難経路

長岡市内 →北陸自動車道—新潟中央 JCT—磐越自動車道 →



→新津 I Cから1分

* 社会医療法人下越病院 隣接



(3) 原子力災害からの復旧、通常業務に戻るための対応

— 介護・支援体制の復旧と安定を目指した取り組み —

(ア) 各施設としての対応

- ① 入所者等の栄養、保清、感染症対策等を行う。
- ② 施設部会を開催し状況把握（各部署の問題抽出）を行い、今後の対応について検討する。
- ③ 災害連絡システムやマニュアルの修正・見直しを行う。

(イ) 食糧等の確保

- ① 今後の屋内退避や施設外移動・避難に備え、食品の供給状況を調べ、食糧等の補充・確保を行う。
- ② 今後の屋内退避や施設外移動・避難に備え、物資の不足（おむつ、薬品等）を把握し、補充・確保を行う。

(ウ) 職員の安全確保

- ① 屋内退避や施設外移動・避難業務に従事した職員の体調管理と休みの確保を法人本部と連携し実施する。

(エ) 施設のメンテナンス・除染 ※法人本部主導にて実施

- ① 当該施設に原子力災害により放射能汚染が生じた際、放射性物質あるいは放射性物質が付着した物を除去し、もしくは遮蔽物で覆うなどして、人間の生活空間の線量を下げる必要がある。放射線量が比較的低い地域でも、軒下、雨樋、道路の側溝等には、放射性物質を含んだ堆積物（落葉や土砂）がたまり、その周辺の空間線量が高くなることがある（ホット スポット）。このような所では、落葉や土砂の除去、洗浄（洗い流す）等を行わなければならない。また、植え込み、下草、落ち葉に、放射性物質が付着していることもある。このような所では、草木の刈り取り、枝打ち、落ち葉の清掃等を行わなければならない。実施にあたっては、まず長岡市担当課（緊急連絡先一覧 参照）に相談するものとする。
- ② 放射線量が比較的高い地域では、低い地域での除染の方法に加えて、別の除染作業が必要になることがある。例えば、放射性物質はほとんどが地表から数 cm に存在しているので、表土を薄く（例えば、5 cm）削り取り、取り除くことや、下層の土と入れ替えること（天地返し）で、ほとんどの放射性物質の影響を抑えることができる。建物や道路では、屋根、壁、舗装面等にも放射性物質が付着していることがあり、この場合、洗浄が行われる。ただし、表面の素材の性質によっては、材料に放射性物質が強く吸着されていることがあり、除染の効果は限定的となる可

能性がある。実施に当たっては、専門的知識なしでは被ばくの危険性があるので、必ず事前に長岡市担当課（緊急連絡先一覧 参照）に相談するものとする。

- ③ 今後の原子力災害に備え、施設内に一定期間退避することができるよう建物のメンテナンスを行い、建物内に侵入する放射性物質を極力低減させるよう防護エリアの再整備に努めるものとする。その際は、専門家のアドバイスを必ず受けるものとする。

(オ) 業務協力・地域連携 等

- ① 法人が運営する施設・事業所間での協力が積極的に行えるよう連携体制を整える。
- ② 非常時に地域近傍の住民の方々の協力をいただけるよう、平常時から地域貢献に努めるものとする。

< ミニ知識 > * 用語解説 *

1 原子力災害対策重点区域

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)では、以下のとおりとしています。

- (1) 原子力施設を中心として概ね半径 5 km までの区域
「P A Z」(即時避難区域 : Precautionary Action Zone)
- (2) 原子力施設を中心として概ね半径 5 km ~ 30 km の区域
「U P Z」(避難準備区域 : Urgent Protective Planning Zone)
- (3) 原子力施設を中心として概ね半径 30 km ~ 50 km の区域
「P P A」(屋内退避計画地域 : Plume Protection Planning Area)
- (4) 上記 1 ~ 3 までの区域を除く新潟県内全域 : 放射線量監視地域

2 確定的影響

しきい(threshold)線量(人体に症状・障害が現れる最小の放射線吸収線量)を超えて被ばくした場合に現れる影響のことをいいます。具体例として、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがあります。

3 確率的影響

人が受けた放射線の量の増加にしたがって、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のことをいいます。具体例として、晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響などがあります。

4 (緊急) 防護措置

被ばくをできるだけ低減するために講じる措置のことをいいます。具体的には、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限などがあります。

5 モニタリング

放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをいいます。

6 警戒事態（EAL1）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいいます。新潟県内で震度6以上の地震発生、新潟県内で大津波警報発令などとされています。

7 施設敷地緊急事態（EAL2）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいいます。原災法第10条の通報すべき基準をほぼ採用しています。

8 全面緊急事態（EAL3）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のことをいいます。原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準をほぼ採用しています。

9 屋内退避

窓や扉などの開口部を閉め、換気は止めて建物内部に留まることをいいます。建物の遮へい効果による外部被ばくの低減と、窓等を閉めて建物の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減させます。木造建物に比べて機密性が高く遮へい効果の優れたコンクリート製建物への退避は、被ばく低減により効果があります。

10（施設外）避難

放射線又は放射性物質の影響のない場所へ移動することをいいます。ブルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避けることができます。

11 複合災害

自然災害と原子力災害が同時又は前後して発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる現象のことをいいます。

No more FUKUSHIMA !



■ VI 新型インフルエンザ等 発生 大流行 時

感染症発生時・まん延時の報告及び対応マニュアル

－ インフルエンザ・コロナ感染症・感染性胃腸炎を中心に －



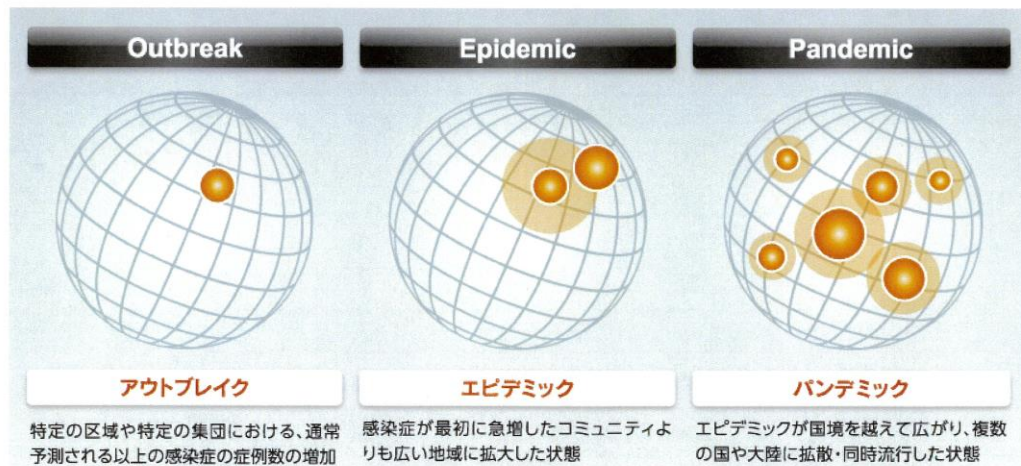
「アウトブレイク」「エピソード」 「パンデミック」……。 それぞれの定義は？

「パンデミック」という言葉が日常的に聞かれるようになったのは、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長が新型コロナウイルス感染症の流行を「パンデミックとみなせる」と発表するかが注目された、2020年の2月から3月ごろではないでしょうか。また、感染症の流行に関しては「アウトブレイク」や「エピソード」という言葉も頻繁に使われています。まずはこれらの言葉の定義をみていきましょう。

感染症の流行は段階的に広がる傾向がありますが、最初に起こるのが「アウトブレイク（outbreak）」です。これは、特定の区域や特定の集団において、通常予測される以上に感染症の症例数が増加していることを意味します。医療施設内で起こる院内感染による感染爆発もアウトブレイクとみなされ、「院内アウトブレイク」と呼ばれることも。

そして、感染症が最初に急増したコミュニティよりも広い地域に拡大すると、「エピソード（epidemic）」と呼ばれるようになります。さらに、エピソードが国境を越えて広がり、複数の国や大陸に拡散・同時流行した状態が「パンデミック（pandemic）」です。「感染爆発」と訳されることもあります。

■ 「アウトブレイク」、「エピソード」、「パンデミック」とは？



こうしてみると分かりますとおり、実はこれらの言葉は、明確な重症度や感染者数等の数字で定義されているわけではありません。その感染症がどの程度拡散しているかという、地理的な意味合いが強いのです。

感染症発生時・蔓延時の報告及び対応マニュアル

※感染症= 主にインフルエンザ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス

ながおか医療生協グループ 感染症対策委員会
2023年6月改訂

【1】法人内で感染者が発生した場合の連絡ルート

(1)職員は、利用者及び職員が1名でもインフルエンザ・感染性胃腸炎等を発症した場合、その都度速やかに管理者に報告する。

(2)管理者は各事業部長及び事業部の担当看護師に報告する。

【前田】	前田事業部長	佐藤夏江
	生協診療所師長	塚越久美子
【新町】	新町事業部長	佐藤夏江
	かんだ診療所師長	山屋真子
【笹崎】	笹崎事業部長	田中太一
	アシスト笹崎看護師	岩下ますみ
【高町】	高町事業部長	清水昭子
	高町看護師	
【特養はるか】	特養はるか施設長	遠藤豊
	特養はるか看護師長	島津加代子

※このほか関連機関への情報提供も速やかに行う。

※必要に応じLINEWORKS「全員グループ」で情報提供する。

その際、「〇月〇日、利用者〇人職員〇人インフルエンザ発症・・・」程度の情報で可。(個人名記載不用)

(3) 各事業部長等は、担当役員へ連絡する。

【前田】	【高町】	【栄養・厨房】	【新町】	佐藤夏江
【特養はるか】	樋口歩			
【笹崎】	土田武千代			
【支援室】	樋口歩・土田武千代・佐藤夏江			

※担当本部役員に連絡がつかない場合は、他の本部役員に連絡しても良い

(4) 役員は速やかに両法人理事長および事業部長等と感染情報を共有するとともに、今後の対応等を検討する。又、必要に応じ行政・保健所へ報告する。

<今後の対応>

- ① 事業所の運営・営業に関する事
- ② 職員の勤務体制や職員支援体制
- ③ 予防投与時の薬剤の調整及び調達

<長岡市・保健所への報告基準及び報告内容>

- ① 同一の感染症もしくは、食中毒によるまたはそれらによると思われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した場合。
- ② 同一の有症者等が10名以上もしくは、全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①および②に掲げる場合の他、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合。

※報告内容

- ・感染症又は食中毒が疑われる入所者の数
- ・感染症又は食中毒が疑われる症状
- ・上記の入所者への対応や施設における対応状況 等

【2】蔓延防止マニュアル

※職員及び利用者が発症したら(1)～(5)の蔓延防止策を実施する。

→ 事業部長・管理者・主任・看護師

(1)情報収集と記録

インフルエンザや感染性胃腸炎・新型コロナウイルス感染の利用者や職員が1名でも発生した場合、利用者及び職員の健康状態（症状の有無）を把握し、発生した居室・階ごとにまとめ、受診状況や診断名・検査、治療内容を一覧等で記録する。（とりあえず、メモ程度の記録で可）

(2)発生事業所単位で全職員マスク着用及び、うがい手洗いの徹底を指示する。

(3)職員配置や職員の動線・業務等の変更を行う

①感染者対応をする職員を限定する

②感染拡大防止のため職員の動線を制限する

（1階2階の行き来、ユニット間の行き来、配膳、清掃スタッフの清掃順序など）

(4)施設来訪者に対し下記対応を実施する。（職員もしくは利用者が1名でも発症した場合）

①ボランティアの受け入れを中止する（終息するまで）

②玄関に面会制限の貼り紙をする

③来訪者（面会者・業者）に対し面会制限の説明を行い協力を依頼する

（マスクの着用・うがい手洗い・短時間での面会や作業など）

(5)蔓延が拡大した場合に備え、利用制限等の準備を始める

①利用制限予定者のリスト作成

②案内文書の作成など

【3】蔓延時対応マニュアル

※同一日に同一症状の患者が2名となった時には「蔓延」と判断し蔓延時の対応策を実施する。

→ 事業部長・管理者・主任・看護師

(1)上記蔓延防止策を継続する

(2)職員及び利用者の検温を午前・午後の2回実施する

(3)インフルエンザの場合、予防投与実施の可否について担当医師の指示を仰ぐ

(4)必要に応じ LINEWORKS（全員グループ）で蔓延情報を提供し発生事業所の出入りを最小限とすると共に、他事業所への注意喚起を行う。

(5)事業所の実情に合わせて下記対応

<入所施設>・・・特養・有料老人ホーム、老健、グループホーム

①入所者家族への蔓延情報発信、面会制限の連絡をする（電話連絡）

②入所施設は上記蔓延防止策を継続する

<通所サービス>・・・通りハ、小規模多機能型サービス

①「受け入れ制限、帰宅要請」について事前情報提供を家族に行う（電話連絡）

現状の説明を行う

感染者が増えた場合帰宅を依頼する可能性がある・・・等

②受け入れ予定者やケアマネへ情報提供し利用予定の把握をする

③同日に同一症状の職員及び利用者が3名となったら、利用者の受け入れ制限や帰宅要請について本部と検討し対応する。

④やむを得ず利用する場合、感染リスクを十分説明した上で受け入れをする

【4】蔓延時対応解除の目安

・通所施設においては、最終発症者が帰宅（治癒）してから72時間（3日間）を経過しその間新たな発症が無い場合は通常営業可能とする。

・入所施設においては、上記を目安とした上で担当医師の判断を仰ぐ。

以上

ながおか医療生協グループ 感染症の予防及び蔓延防止のための指針

<運用の実際>

ながおか医療生協グループ「感染症の予防及び蔓延防止のための指針」

2022年7月1日作成

【1】介護施設における感染症対策に関する基本方針

介護施設は抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場である。このため、感染症が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。また、感染症をゼロには出来ないことを踏まえたうえで被害を最小限にしなければならない。このような前提のもと介護施設では感染症予防体制を整備し平常時から対策を実施するとともに、発生時には感染拡大防止の為に迅速で適切な対応が必要になる。

【2】感染対策本部・委員会等の設置

法人施設内で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため対策本部・委員会等を設置し、下記内容を検討・実施する。

- ・施設内感染防止のための調査・研究に関すること
- ・施設内感染防止のための通知および教育に関すること
- ・施設内感染防止のための対策に関し必要と思われる事項
- ・その他、感染防止に関連すること

●「法人感染対策本部」

本部長	ながおか医療生協	理事長	羽賀 正人
副本部長	虹のまち福祉会	理事長	星野 智
事務局長	ながおか医療生協	専務理事	樋口 歩
事務局	ながおか医療生協	常務理事	土田武千代
		常務理事	佐藤夏江

<役割>

感染予防・対策の方針決定
情報発信・指示
保健所等行政への報告
人材・衛生材料等の調達 など

●「法人感染症対策委員会」

「法人対策本部」の方針により看護管理会議内で6回/年開催する。
メンバーは、「法人対策本部」役員及び、診療所・クリニック・各事業部の看護管理者とする。

<役割>

「法人対策本部」の指示を受け、具体的予防策等の策定・現場指導など。

●「感染対策委員会」

介護事業所（入所・通所事業所）において委員会を設置し、担当者を選任する。
委員会は1回/6月以上開催する。

<役割>

「対策本部」「法人感染症対策委員会」からの指示により事業所内の感染予防に対する検討・実施を行う。

【3】 平常時の感染対策の基本方針

<職員研修について>

- ①感染予防対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的とする。
- ②感染予防に関する職員研修は2回/年程度開催し、出席できなかった者については伝達研修もしくは必要に応じ随時開催する。

<事業所内の衛生管理について>

- ①職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底・マスク着用の励行など、常に感染予防策の遵守に努める。
- ②職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって予防できる疾患については適切にワクチン接種を行う。また、入居者・職員ともに必要なワクチン接種率を高めるように努める。
- ③職員は感染対策マニュアルに沿って、スタンダードプリコーションの徹底・防護具の使用・職業感染の防止に努める。

【4】 感染発生時に対応する基本方針

- ①早い段階で受診し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぎ、迅速な対応がとれるよう情報管理を適切に行う。
- ②感染の原因特定のため、症状のタイプや種類等フィードバックする。
- ③個々の感染症例は協力医療機関及び担当医師の指示に従い対応する。
- ④集団発生あるいは異常発生が見られる場合は、原因排除及び感染拡大防止に努める。
- ⑤集団発生や新型コロナウイルス等の指定感染症発生時は、保健所及び管轄行政に速やかに報告し助言・指導を求める。
- ⑥委員会の判断により面会の制限等が生じた場合には、速やかに入居者家族に連絡する。

以上



■ Ⅶ 雪 害 発 生 時



雪 害(豪雪)

◆ 豪雪・雪害時のリスク等について <<<

* 訪問系事業所は、訪問移動中の職員の遭難リスクを想定。

管理者（以下、「施設長」という。）の判断により、訪問予定をキャンセルし、訪問中の職員の帰所を促す。訪問予定宅には、訪問困難な状況を連絡するとともに、担当ケアマネジャー等と連携し、必要に応じ代替措置をとる。職員の安全確保と体調管理に努める。

* 通所系事業所は、稼働中においては、利用者の家族が迎えに来るか、利用者宅まで送ることが可能な程度に天候が回復するまでの対応リスクを想定。その間の対応については、下記入所系施設の対応を参考とする。

また、利用者の送迎途中の遭難リスクを想定し、施設長の判断で、当日の事業休止・早退の判断を可能とする。

* 入居系事業所は、降雪により交通網マヒ、物流停滞による物品の不足、通勤困難のリスクを想定し、以下の対応を実施する。

1. 初動対応

施設長は、情報を収集・一元化し、法人本部へ連絡、相談、報告を取りながら、以下の対策を講じる。その際は、利用者と職員の安全を優先し対応する。また、法人独自での対応が困難な場合は、長岡市に対し、「災害協定」による支援要請を行う。

《非常時の勤務体制の確保》

- ・施設長は、施設・事業所（以下、「施設」という。）内で勤務中の職員に対し、非常時の業務変更をとることを宣言し、周知する。
- ・市外在住の職員は出勤しないよう指示すると共に、近傍在住の職員及び施設から通常徒歩30分以内の職員を召集する。
- ・厨房を含め勤務中の職員には、宿泊体制をとり、代替職員確保まで業務に当たることを依頼する。
- ・施設長は、勤務中の職員と召集に応じた職員の疲労度を考慮し、業務分担を行う。
- ・職員の宿泊体制は、利用者用予備寝具及び空室を使用し整える。

《施設駐車場の除雪》

- ・最低限の駐車場及び通路の確保を行い、緊急車両の通過を確保する。
- ・除雪作業は法人所有の除雪車を活用するほか、地元業者への協力を依頼する。

《利用者の給食・職員の食事の確保》

- ・利用者及び職員の食事確保は、必要に応じ備蓄品を活用する。
- ・食糧等の不足が生じる場合、法人の契約給食業者の協力を得る。

《設備・備品等の管理》

- ・設備・ライフラインの点検・維持を行う。
- ・備蓄用品（薬、食糧、おむつなど）の確認と把握を行う。

2. 初動対応後～通常業務に戻るまで

《連絡・対応》

- ・利用者家族等への経過報告及び利用者家族等からの問い合わせに丁寧に対応する。
- ・必要に応じ、関係業者との連絡・調整を行う。

《利用者のケア体制の変更》

- ・必要に応じ、備蓄食材使用によるメニューに変更する。
- ・介護職員の人員体制に応じ、入浴等の介護内容を変更する。

《職員の安全確保》

- ・宿泊者の帰路状況を確認する。

< ミニ知識 >

豪雪の際には…



不要不急な外出は
控えましょう



情報収集が大事です!



運転中も
情報収集!

詳しくは裏面へ

万一のトラブルに備えて…

早めの
チェーン装着



スコップ



あると便利!
牽引用ワイヤー



携帯トイレ



水分等



ご協力
をお願いします。



❄️ 道路除雪に関する問い合わせはこちらへ ❄️

■国道8号・17号

国土交通省北陸地方整備局
長岡国道事務所長岡維持出張所
☎33-4690

携帯版



スマホ版



■国道351号、352号、404号

■県道
新潟県長岡地域振興局
地域整備部維持管理課
☎ 38-2621

■高速道路交通情報等

NEXCO東日本お客様センター
☎0570-024-024
(ナビダイヤル)
※PHS・IP電話:03-5338-7524

■市道

<p style="color: #00a0e3;">長岡地域</p> <p style="color: #00a0e3;">中之島地域</p> <p style="color: #00a0e3;">越路地域</p> <p style="color: #00a0e3;">三島地域</p>	<p>長岡市除雪本部(撰田屋分室内) ☎23-2045</p> <p>中之島地域除雪本部(中之島支所内) ☎61-2012</p> <p>越路地域除雪本部(越路支所内) ☎92-5904</p> <p>三島地域除雪本部(三島支所内) ☎42-2249</p>	<p style="color: #00a0e3;">和島地域</p> <p style="color: #00a0e3;">寺泊地域</p> <p style="color: #00a0e3;">栃尾地域</p> <p style="color: #00a0e3;">与板地域</p>	<p>和島地域除雪本部(和島支所内) ☎74-3114</p> <p>寺泊地域除雪本部(寺泊支所内) ☎75-3105</p> <p>栃尾地域除雪本部(除雪対策室) ☎52-2156</p> <p>与板地域除雪本部(与板支所内) ☎72-3201</p>
--	---	---	---

3. 通常業務に戻った後

介護・支援体制の復旧と安定を目指した取り組み

＜施設としての対応＞

- ・利用者の栄養、感染、保清対策を行う。
- ・施設部会を開催し状況把握（各部署の問題抽出）を行い、今後の対応について検討する。
- ・災害連絡網・マニュアルの修正・見直しを行う。

＜食糧等の確保＞

- ・食品の供給状況を調べ、食糧等の確保・補充を行う。
- ・物資の不足（おむつ、薬品等）を把握し、補充を行う。

＜職員の安全確保＞

- ・宿泊勤務者の体調管理と休みの確保を行う。

＜施設の駐車場の除雪等＞

- ・駐車場、通路の確保・整備、残った雪の除去を行う。

＜業務協力・地域連携等＞

- ・法人が運営する施設・事業所間での協力が積極的に行えるよう連携体制を整える。
- ・非常時に地域近傍の住民の方々の協力をいただけるよう、平常時から地域貢献に努める。

以上

■ 各種災害時の緊急避難方法について

(1) 災害時に迅速な緊急避難を行うため、日ごろから以下のような準備を心掛けておきましょう。

- ・全職員が法人の安否確認システムを使いこなせること。
- ・リフト付きワゴン車など、操作に技術が必要な車両を運転・操作できる人材を育成すること。
- ・緊急避難先となる施設等への道順について、職員間で情報共有しておくこと。
- ・台風や豪雨など予測可能な災害の場合、前日までに公用車のガソリンを満タンにしておくこと。

(2) (例)施設 A のご利用者に対し、避難先 B に緊急避難していただく際に考えられる手順

- ① 施設 A 管理者(管理者代行)は、関係者全員に以下の 3 つの情報を周知する。
 - a : 施設 A 管理者 (管理者代行) の連絡先
 - b : 避難先 B の連絡先
 - c : 災害対策本部の連絡先(必要な連絡は a に行く。a に連絡がつかない場合は b。b も不通の場合は c。)
- ② 避難の際、ご利用者の間には基本的に優先順位をつけない。玄関に出てきて準備ができているご利用者から順に乗車していただき、満席になったら発車する (緊急避難の原則)。
- ③ 避難車両には、往復とも 2 名以上の職員が乗車し、避難終了までピストン輸送を行う。
 - ・運転手 (避難車両の運転に慣れた者が望ましい)
 - ・連絡係 (「緊急避難シート」(次ページ参照)を作成する。避難の途中で、渋滞・冠水・事故などで避難が滞った場合、施設 A 管理者 (a) に報告し、指示を仰ぐ。)
 - ・上記 2 名のほかにも職員が同乗し、避難先 B でそのまま下車することができる
- ④ 施設 A 管理者 (管理者代行) は、当日のご利用者・職員のリストを用意し、「緊急避難シート」(次ページ参照)と突合し、誰がどの車両に乗車して出発したかを把握する。
- ⑤ 施設 A 管理者 (管理者代行) は、避難車両の連絡係より渋滞等の連絡が入った場合、後続車両の連絡係 (場合により発車後の車輛も含む) に状況を伝える。
- ⑥ 避難用車輛・人員を提供した事業所の管理者等は、状況を災害対策本部に報告する。
- ⑦ 施設 A の管理者 (管理者代行) は、施設 A の無人を確認した後、全ての鍵をかけてから、最後の避難車両で避難する。
- ⑧ 施設 A の管理者 (管理者代行) は、ご利用者・職員全員の避難先 B への到着を確認後、「避難終了」を災害対策本部に連絡する。ご利用者のご家族等にも連絡する。

(3) 緊急避難シート (次ページ参照)

- ◆ 避難の際、各往路につき 1 回、各車両の連絡係が中心となって作成します (復路は不要)。
- ◆ 同じ内容のものを 2 枚作成し (コピー可)、出発前、1 枚を施設 A 管理者(管理者代行)に渡し、もう 1 枚は連絡係が持ちます。
- ◆ 避難先 B に到着後、指定された場所 (玄関にある回収箱など) に提出します。

【 緊急避難シート 】

※連絡係は、避難中に何かあったらこのシートの余白部分になるべく記録しておくこと。

	事業所の名称	担当者（管理者等）名	連絡先
避難する事業所			
避難先			
災害対策本部			

車両名	車両の所属する事業所名	乗車人数	出発時刻
		職員 人 / ご利用者 人	：

職員	氏名	連絡先
運転手		
連絡係		
その他		

ご利用者	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		

4 防災・減災のために

■ 日常の備え

各事業所においては、日ごろから以下のような耐震対策・安全対策を行っておくものとする。

① 事業所内の設備・備品の転倒防止策として、柱・壁などに固定する。
② 照明器具・機器類の振動防止、落下防止策を講じておく。
③ 観音開き扉は、地震等により開かないように対策を講じておく。
④ 引き出し式のロッカー・キャビネットは、不要時には鍵をかけておく。
⑤ 電話線等のコード類は床面や通路に不必要に露出させないようにしておく。
⑥ ガラスには飛散防止フィルムを添付しておく。
⑦ 事務室等は整理整頓に努め、不要な備品を置かないようにする。
⑧ 火気使用設備等の本体や燃料容器には、転倒防止策を講じておく。
⑨ 火気使用設備等の周辺は不燃材料とするとともに、可燃物を置かないようにする。
⑩ 危険物等の安全措置の点検を定期的実施する。
⑪ 建造物の耐震チェックや消防用設備等の点検を定期的実施する。

■ 非常時持ち出し品について

人命の安全第一という観点から、物品類の持ち出しは、時間的に余裕がある時に限り、最低限を行う。それを踏まえ、普段から以下のように準備し、内容を職員間で共有しておくものとする。

- (1) 事業所内にある非常時の持ち出し品についてリストを作成し、随時更新しておくこと。
- (2) (1)とは別に、緊急避難時に最低限の安全を確保するための必需品類（普段は使用しないもの）をナップザック等にまとめ、定期的の中身を点検しておくこと。

(例)

救急医薬品セット
携帯ラジオ
懐中電灯
予備電池
軍手
職員名簿
利用者名簿（医療情報）

■ 災害用備蓄一覧

それぞれの事業所ごとに、災害時用の物資を備蓄する。各事業部長・職員は、普段からその場所と内容について把握しておくものとする。

各グループ倉庫	備蓄品
前田グループ（診療所 2 階 物置）	テント 石油ストーブ
新町グループ（グループホームいずみ 2 階 倉庫）	カセットコンロ ブルーシート
笹崎グループ（笹崎わいが家倉庫）	職員用ビブス ランタン
高町グループ（高町わいが家倉庫）	飲料水
特養ホームはるか（特養はるか倉庫）	食料 紙コップ 等

■ 防災訓練

- (1) 有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、法令を遵守し、必要な回数を実施する。
- (2) 訓練には、利用者（患者）・職員等の命を守る観点から、以下の事項等を盛り込むこと。

- | |
|---------------------------|
| ① 非常災害発生時の初期対応に関すること。 |
| ② 安否確認システムの活用に関すること。 |
| ③ 情報の収集・伝達に関すること。 |
| ④ 怪我人等の救出・救護・救急搬送等に関すること。 |
| ⑤ 通報・避難に関すること。 |

■ 防災教育

各事業所単位の防災訓練のほか、当法人グループ主催で次の研修・教育を実施するものとする。

- | |
|-------------------------------|
| ① ながおか医療生協グループの防災マニュアルの概要について |
| ② 災害の一般知識について |
| ③ 応急処置について |

■ その他

消防機関が行う救急法講習会への参加や、県・市町村等が行う防災講習会等に積極的に参加し、日ごろから防災意識の向上をはかるものとする。

【写】入所者等の食事提供業務等に対する協力体制

協力体制に関する協定書

ながおか医療生活協同組合（以下「甲」という）と石本商事株式会社（以下「乙」という）とは、災害等が発生した場合に食事提供業務等の応急対策を迅速に推進する為、災害発生時の協力に関し、次の通り基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が運営する施設に地震等の大規模災害、火災及びその他特別な事情が発生した場合に、入所者等の食事提供業務に対する乙の協力体制について、必要な事項を定める事を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次の通りとする。

1. 乙の本社厨房及び介護付き有料老人ホームアシスト高町、介護老人保健施設あらまち、特別養護老人ホームはるか厨房または、その他の厨房設備を使用しての調理業務と配送業務

（業務提供期間）

第5条 前条第1条に規定する食事提供期間は、原則として災害等発生直後の初動期間（7日間）として甲が稼働できるまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて協力する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第6条 第4条の協用に要した経費は甲が負担するものとする。ただし、定めのない費用については、甲及び乙の協議により決定する。

(責任の範囲)

第7条 甲は、乙が特別な理由によりこの協力体制が履行できない場合においても、乙に賠償責任を負わせない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証する為、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年4月1日

甲 長岡市前田1丁目6番7号
ながおか医療生活協同組合
理事長 羽賀正人



新潟県新潟市中央区上近江3丁目19番22号
乙 石本商事株式会社
代表取締役 鈴木 彰



5 防災情報収集・報告先等 一覧表

■ 火災・地震・水害・雪害関係 連絡先一覧



行政機関	消防	火事・救助・救急 長岡市消防本部 消防情報案内	119 0258-36-0119 0258-33-9119
	警察	事件・事故の急報 警察への相談	110 #9110
	長岡市	長岡市役所 " 長岡市危機管理防災本部	0258-35-1122 (代) 0258-35-1123 (夜) 0258-39-2262
	新潟県	新潟県庁 新潟県地域振興局 (長岡保健所)	025-285-5511 (代) 0258-38-2525
救急医療機関	長岡市	休日・夜間急患診療所 中越こども急患センター 休日歯科診療所 長岡中央総合病院 立川総合病院 長岡赤十字病院	0258-37-1199 0258-86-5099 0258-33-9644 0258-35-3700 (FAX:0258-33-9596) 0258-33-3111 (FAX:0258-33-8811) 0258-28-3600 (FAX:0258-28-9000)
交通情報	道路	日本道路交通情報センター (新潟)	050-3369-6615
	鉄道	JR 東日本 お問合せセンター	050-2016-1600
ライフライン	電気	東北電力コールセンター	0120-17-5366 (24 時間)
	ガス	北陸ガス 長岡支社	0258-33-3200
	水道	長岡市水道局 業務課 管路課 浄水課	0258-34-1412 0258-32-6077 0258-38-8550
	電話	NTT コールセンター	133 (固定電話から) 0120-444-113 (携帯から)
災害用伝言ダイヤル			171

ラジオ	FM ながおか (長岡市から災害情報に関する割込み放送有)	80.7MHz
-----	---	----------------

ラジオ	FM 新潟		77.5MH z
	BSN		1062 k Hz
	NHK		837 k Hz
ケーブルテレビ	NCT		チャンネル 9
インターネット	長岡市 (緊急情報)	PC	http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/ ながおか防災ホームページ
	新潟県 土砂災害 情報システム	PC	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/
		携帯	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_m/
	新潟県 土木防災 情報システム	PC	http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/
携帯		http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/	

◆ (参考) “ 基幹 災害拠点病院 ” とは

災害拠点病院は、大規模災害において発生当初より迅速な医療救護活動の拠点となる病院です。

新潟県で各医療圏域に指定されている次の 14 災害拠点病院（平成 27 年 6 月 1 日現在）の中心的な役割を担う基幹災害拠点病院 2 施設のひとつとして「**長岡赤十字病院**」が位置づけられています。

長岡赤十字病院では医師を班長に、看護師長、看護師（助産師）、薬剤師、主事で編成される赤十字救護班を 10 個班常備し、万一、災害が発生した際は迅速に派遣し、被災者や傷病者を救護する体制を整えています。

災害派遣医療チーム（DMAT : Disaster Medical Assistance Team）

日本 DMAT 隊員（医師・看護師・ロジ）31 名、新潟県独自研修修了の新潟 DMAT 隊員（医師・看護師・ロジ）17 名が在籍しており、「新潟 DMAT」の指定を受けて災害急性期の救護活動を行っています。

【 新潟県内の災害拠点病院 一覧 】

新潟県 基幹 2 地域 12	298	地域	村上総合病院	厚生連	村上市	下越
	299	地域	新潟県立新発田病院	都道府県	新発田市	下越
	300	地域	下越病院	社会医療法人	新潟市秋葉区	新潟
	301	基幹	新潟大学歯学総合病院	国立大学法人	新潟市中央区	新潟
	302	地域	新潟市民病院	市町村	新潟市中央区	新潟
	303	地域	済生会新潟第二病院	済生会	新潟市西区	新潟
	304	地域	済生会三条病院	済生会	三条市	県央
	305	基幹	長岡赤十字病院	日本赤十字社	長岡市	中越
	306	地域	新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	都道府県	南魚沼市	魚沼
	307	地域	新潟県立十日町病院	都道府県	十日町市	魚沼
	308	地域	柏崎総合医療センター	厚生連	柏崎市	中越
	309	地域	新潟県立中央病院	都道府県	上越市	上越
	310	地域	糸魚川総合病院	厚生連	糸魚川市	上越
	311	地域	佐渡総合病院	厚生連	佐渡市	佐渡

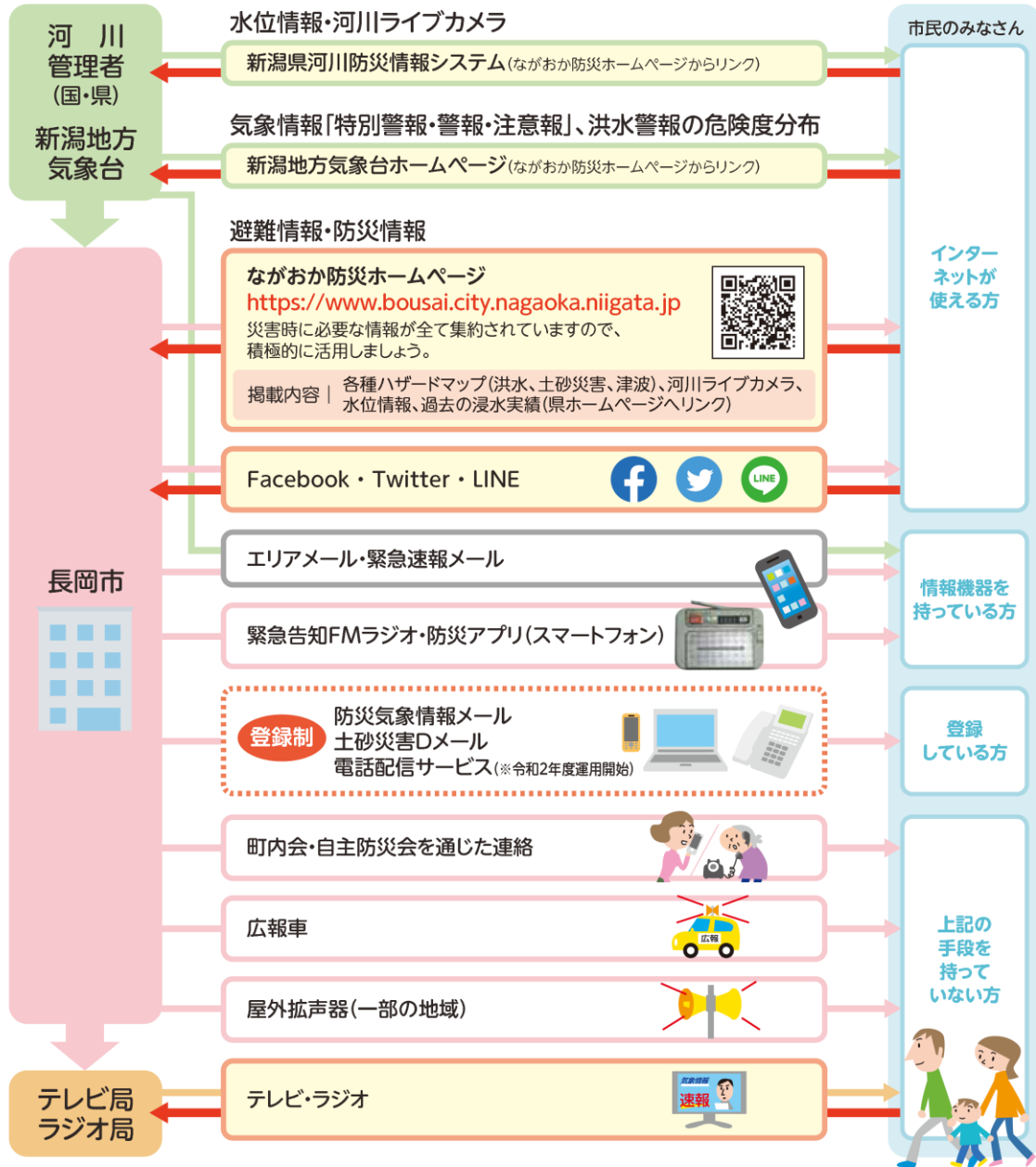
■ 情報収集方法 [長岡市洪水ハザードマップ：令和2年6月改定版]

情報の伝わり方・受け取り方（情報収集の方法）

水害

市は様々な手段で情報を発信します。中には、自ら収集できる情報もあります。市からの情報を待つだけでなく、自ら積極的に情報を集め、早めの避難行動を心がけましょう。

← この矢印は自ら収集できる情報です



登録制

- 防災気象情報メール … 河川の水位情報、気象情報、地震情報、津波情報など
- 土砂災害Dメール … 土砂災害に関する情報、市からの注意喚起情報・避難情報など
- 電話配信サービス … 市からの避難情報

メール・電話の登録方法

登録方法は「ながおか防災ホームページ」で確認するか、危機管理防災本部 ☎39-2262へお問合せください。

インターネットが使えない方は、テレビやラジオで情報を収集しましょう。テレビは、リモコンの「dボタン」を押すと最新の気象・水位・避難情報を確認できます。



■ 原子力災害関係 連絡先一覧



【 緊急連絡先一覧（外部機関） 】

連絡先	電話	F A X	担当	
法人災害対策本部	0258-38-0813	0258-30-1160		
長岡市原子力安全対策室	0258-39-2305	0258-39-2309		
長岡市危機管理防災本部	0258-39-2262			
長岡市消防本部	0258-36-0119	0258-36-8320		
長岡警察署(生活安全課)	0258-38-0110			
長岡赤十字病院	0258-28-3600	0258-28-9000		
長岡中央総合病院	0258-35-3700	0258-33-9596		
立川総合病院	0258-33-3111	0258-33-8811		
県原子力安全対策課	025-282-1695	025-285-2975	原子力防災対策係	
県放射線監視センター	025-261-1387	025-263-1348	放射線監視センター	
東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所	0257-45-3131			
長岡市介護保険課	0258-39-2245	0258-39-2278		
長岡市福祉課	0258-39-2218	0258-39-2256	障害支援係	
長岡市長寿はつらつ課	0258-39-2268	0258-39-2603	新総合事業推進係	
長岡市子ども家庭課	0258-39-2300	0258-39-2605		
長岡市総合支援学校	0258-47-3352	0258-47-3353		
長岡市福祉総務課	0258-39-2217		※その他事項について	
日本道路交通情報センター	050-3369-6615			
東北電気コールセンター	0120-17-5366		*24時間	
北陸ガス 長岡支社	0258-33-3200			
長岡市水道局	0258-34-1412		業務課	
協力機関: 新潟県生活協同組合連合会	025-285-8916 *防災備蓄品あり(資料 No.5 参照)	025-285-8917	新潟市中央区新光町 6-6	
協力医療機関	下越病院	0250-22-4711	0250-24-4740	※特養あがうら 隣り
	木戸病院	025-273-2151	025-273-8360	*新潟医療生協
避難協定 締結先	特養あがうら	0250-22-4882	0250-22-4881	新潟市秋葉区東金沢 1459-5
	(福)下越福祉会	0250-22-4877		

◆（参考）“原子力災害拠点病院”とは

新潟県は、2018年11月28日に「新潟大学医歯学総合病院と県立がんセンター新潟病院」の2病院をグループとして指定し、新潟大学医歯学総合病院を中心的な役割を担う「基幹原子力災害拠点病院」として指定しています。

さらに、2020年9月25日新潟県は、被ばく患者等の初期診療や汚染測定、安定ヨウ素剤の配布支援等に協力していただける以下の19の医療機関等を「原子力災害医療協力機関」に登録しました。

【原子力災害医療協力機関 一覧】

機 関 名 称		備 考
1	村上総合病院	災害拠点病院
2	県立新発田病院	
3	下越病院	
4	新潟市民病院	
5	新潟県済生会済生会新潟病院	
6	新潟県済生会三条病院	
7	長岡赤十字病院	基幹災害拠点病院
8	地域医療推進機構魚沼基幹病院	災害拠点病院
9	県立十日町病院	
10	柏崎総合医療センター	
11	県立中央病院	
12	糸魚川総合病院	
13	佐渡総合病院	
14	一般社団法人新潟県医師会	
15	公益社団法人新潟県薬剤師会	
16	公益社団法人新潟県看護協会	
17	一般社団法人新潟県診療放射線技師会	

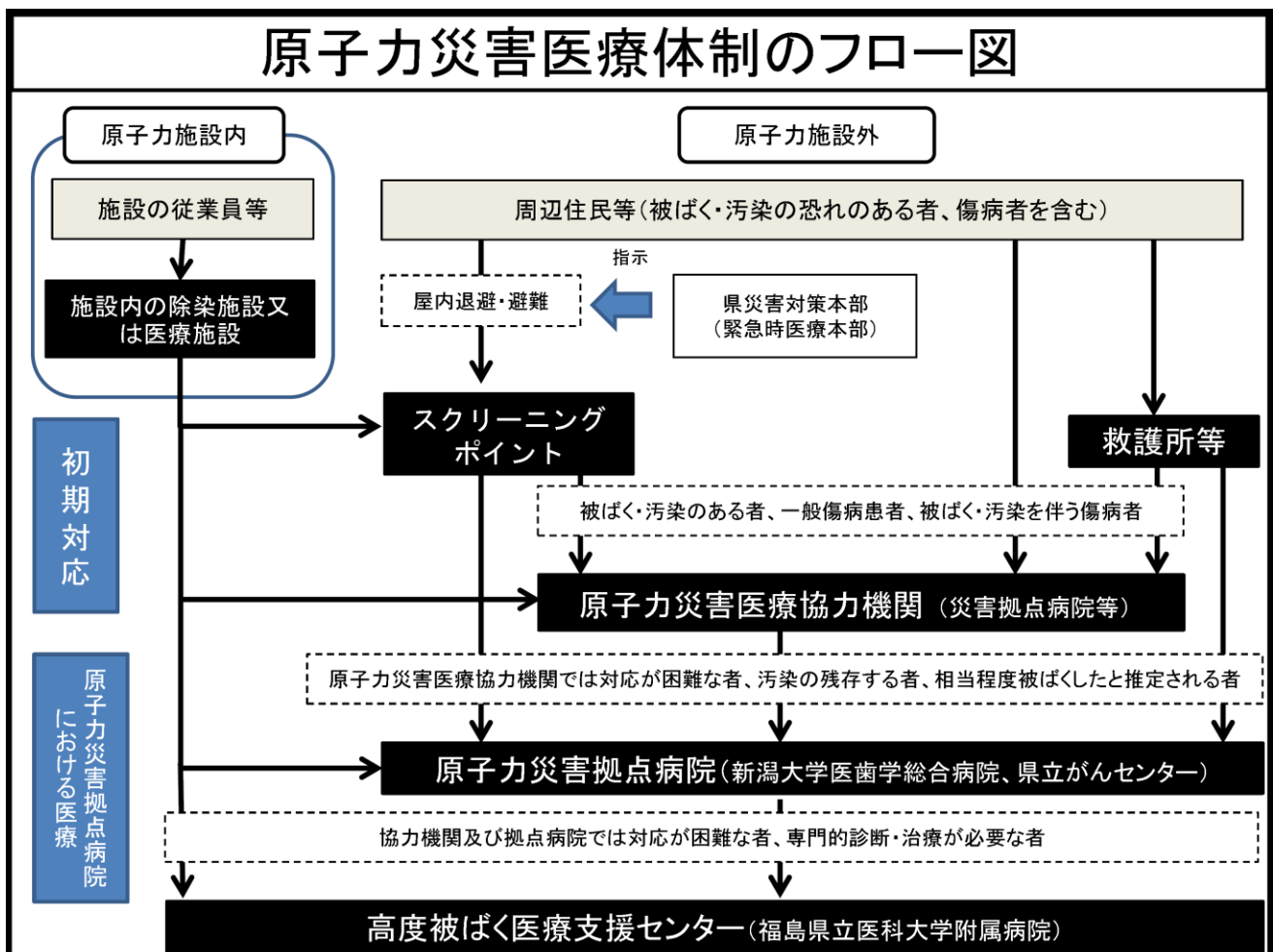
18	日本赤十字社新潟県支部	
19	株式会社千代田テクニカル柏崎刈羽営業所	

※「原子力災害医療協力機関」は、

次に掲げる7項目の機能うち、1項目以上の機能を有することとされています。

- (1) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- (2) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行うことができること。
- (3) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制を有すること。
- (4) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- (5) 国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（避難退域時検査）を実施することができる放射性物質の検査チームの派遣を行うことができること。
- (6) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- (7) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

【新潟県の原子力災害医療体制】



【写】

原子力災害時の避難確保に関する支援協定書

「社会福祉法人 かえつ福祉会（以下、「甲」という。）」と「ながおか医療生活協同組合（以下、「乙」という。）」は、乙が医療・介護福祉サービス事業（以下、「サービス」という。）を実施するにあたり、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所の重大な事故による緊急事態に対応するため、乙の避難に関し次の通り支援協定を交わす。

なお、この協定は、平成 31 年 3 月 29 付け 新潟県福祉保健部長通知（平 31 福第 1416 号）「「医療機関及び社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』作成の手引き(Ver.1)」の送付及び避難計画の策定について(依頼)」に基づくものである。

記

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、乙におけるサービス提供体制に支障が起きた場合、地域福祉と相互扶助の観点から甲が乙を支援し、乙の利用者が生命を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続することができるよう健康的な環境を確保することを目的とする。

（協定の有効期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。但し、期間満了の 1 か月前までに、甲または乙から協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了後 1 か年継続するものとし、以後も同様とする。

（支援の内容）

第 3 条 甲は乙に対し協議のうえ、次の連携および支援を適切に実施する。

- イ) 甲が運営する施設（特別養護老人ホーム あがうら）等において、乙の避難利用者およびその職員を一時保護する。
- ロ) イ)にあたって、甲は食事・寝具等の確保について便宜をはかる。
- ハ) イ)、ロ)に際して、甲は、その対象者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための支援を行う。

（協力費）

第 4 条 上記サービスの提供にあたっての費用は、原則として、乙が甲に弁償する。

（責任の範囲）

第 5 条 乙は、甲が特別な理由によりこの支援体制を履行できない場合においても、甲に賠償責任を求めない。

（協定に定めのない事項）

第 6 条 この協定に定めのない事項について疑義が発生したときは、甲・乙で協議の上、誠意を持って解決するものとする。

本内容を証するため、甲・乙は署名または記名押印のうえ本協定書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 1 日

甲 住 所 新潟市秋葉区東金沢 1 4 5 9 番地 5
施設名 社会福祉法人 かえつ福祉会
代表者 理事長 山 川 良 一



乙 住 所 長岡市前田 1 丁目 6 番 7 号
事業所名 ながおか医療生活協同組合
代表者 理事長 羽 賀 正 人



【写】

原子力災害時の避難確保に関する支援協定書

「社会福祉法人 かえつ福祉会（以下、「甲」という。）」と「社会福祉法人 虹のまち福祉会（以下、「乙」という。）」は、乙が介護・福祉サービス事業（以下、「サービス」という。）を実施するにあたり、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所の重大な事故による緊急事態に対応するため、乙の避難に関し次の通り支援協定を交わす。

なお、この協定は、平成 31 年 3 月 29 付け 新潟県福祉保健部長通知（平 31 福第 1416 号）「「医療機関及び社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』作成の手引き(Ver.1)」の送付及び避難計画の策定について(依頼)」に基づくものである。

記

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、乙におけるサービス提供体制に支障が起きた場合、地域福祉と相互扶助の観点から甲が乙を支援し、乙の利用者が生命を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続することができるよう健康的な環境を確保することを目的とする。

（協定の有効期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。但し、期間満了の 1 か月前までに、甲または乙から協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了後 1 か年継続するものとし、以後も同様とする。

（支援の内容）

第 3 条 甲は乙に対し協議のうえ、次の連携および支援を適切に実施する。

- イ) 甲が運営する施設（特別養護老人ホーム あがうら）等において、乙の避難利用者およびその職員を一時保護する。
- ロ) イ)にあたって、甲は食事・寝具等の確保について便宜をはかる。
- ハ) イ)、ロ)に際して、甲は、その対象者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための支援を行う。

（協力費）

第 4 条 上記サービスの提供にあたっての費用は、原則として、乙が甲に弁償する。

（責任の範囲）

第 5 条 乙は、甲が特別な理由によりこの支援体制を履行できない場合においても、甲に賠償責任を求めない。

（協定に定めのない事項）

第 6 条 この協定に定めのない事項について疑義が発生したときは、甲・乙で協議の上、誠意を持って解決するものとする。

本内容を証するため、甲・乙は署名または記名押印のうえ本協定書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 1 日

甲 住 所 新潟市秋葉区東金沢 1 4 5 9 番地 5
施 設 名 社会福祉法人 かえつ福祉会
代 表 者 理事長 山 川 良 一



乙 住 所 長岡市花園南 2 丁目 3 3 7 番地
事業所名 社会福祉法人 虹のまち福祉会
代 表 者 理事長 星 野 智



■ 新型インフルエンザ等感染症関係 連絡先一覧



<行政・医療機関 等>

連絡先	電話	F A X	担当
法人災害対策本部	0258-38-0813	0258-30-1160	
長岡保健所医薬予防課	0258-33-4932	0258-39-2309	
* (夜間)新潟県健康対策課	0258-38-2501		
長岡市消防本部	0258-36-0119	0258-36-8320	
長岡警察署(生活安全課)	0258-38-0110		
長岡赤十字病院	0258-28-3600	0258-28-9000	
長岡中央総合病院	0258-35-3700	0258-33-9596	
立川総合病院	0258-33-3111	0258-33-8811	
長岡市介護保険課	0258-39-2245	0258-39-2278	
長岡市福祉課	0258-39-2218	0258-39-2256	障害支援係
長岡市長寿はつらつ課	0258-39-2268	0258-39-2603	新総合事業推進係
長岡市子ども家庭課	0258-39-2300	0258-39-2605	
長岡市総合支援学校	0258-47-3352	0258-47-3353	
長岡市福祉総務課	0258-39-2217		※その他事項について
東北電気コールセンター	0120-17-5366		*24 時間
北陸ガス 長岡支社	0258-33-3200		
長岡市水道局	0258-34-1412		業務課

◆情報収集方法



<新型コロナウイルス等に関する主な情報入手先リスト(2020年6月現在)>

内閣官房・新型コロナウイルス等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html 【内閣官房HP > 新型コロナウイルス等対策室】
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/ 【外務省HP > 渡航勧告情報 > 海外安全ホームページ】
厚生労働省感染症情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html 【厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報】
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html 【厚生労働省戸山研究所舎HP > 国立感染症研究所 > 感染症疫学センター】
日本医師会インフルエンザ総合対策:	http://www.med.or.jp/jma/influenza/ 【日本医師会HP > 日本医師会 > インフルエンザ総合対策】
長岡保健所医薬予防課	☎ 0258-33-4932
* (夜間) 新潟県健康対策課	☎ 0258-38-2501
厚労省: 新型コロナウイルス感染症について (お知らせ)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<研修教材 (2020年6月現在)>

(1) 新型コロナウイルスの基礎知識 (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf 【厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス(A/H1N1)対策勧告情報 > 「新型コロナウイルス対策ガイドライン」について > 事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン > 「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン」の第2章】
(2) 新型コロナウイルス等対策について (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/inful-poster25c.pdf 【厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防新勧告 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 新型コロナウイルス等対策について】
(3) 正しい手の洗い方 (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf 【厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防新勧告 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 手洗いポスター】
(4) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf 【厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル (平成25年3月) の公表について」】
(5) 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A (厚生労働省)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A 【厚生労働省HP > クラスタ対策 > 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA) > 治療薬、ワクチン、医療機器、検査キットの開発 > 生活を支えるための支援のご案内 > 自治体・医療機関・福祉施設等の情報 等】



ながおか医療生活協同組合

社会福祉法人

虹のまち福祉会

ながおか医療生協グループ

総合防災計画(危機管理マニュアル)[BCP]

K:¥【共通文書】 ¥◆防災(マニュアル) 関係¥★【グループ共通文書掲示用】